

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

第 11 回委員会年次会合報告書

2004 年 10 月 19-22 日
大韓民国、釜山

第 11 回委員会年次会合報告書

2004 年 10 月 19-22 日

大韓民国、釜山

議題項目 1. 開会

1.1 開会の辞

1. 議長（キ・ヒョク・バーン、大韓民国）は、参加者を歓迎し、会合を開会した。委員会の拡大委員会に協力的非加盟国として初めて参加するフィリピンは特に歓迎された。
2. 会合は、議長が提案した委員会及び拡大委員会会合の運用手続きを了承した。

1.2 議題の採択

3. 議題は採択され、別添 1 に記載。
4. 参加者リストは、別添 2 に記載。

議題項目 2. 拡大委員会による決議事項の承認

5. 委員会は、第 11 回委員会に付属する拡大委員会の決議事項を承認した。右は別添 3 に記載。

議題項目 3. CCSBT12 の議長及び副議長並びに開催場所の選定

6. CCSBT12 は日本が主催し議長を務める。日本は事務局に対し議長を登録する予定である。
7. オーストラリアが副議長を務める。
8. CCSBT 12 は現時点では 2005 年 10 月 11-15 日日本開催で決定。

議題項目 4. その他事項

9. その他事項は無かった。

議題項目 5. 会議報告書の採択

10. 報告書は採択された。

議題項目 6. 閉会

11. 委員会会合は 2004 年 10 月 22 日午後 6 時 20 分に閉会。

別添リスト

別添

- 1 議題
- 2 参加者リスト
- 3 第 11 回委員会年次会合に付属する拡大委員会の報告書

議題
第 11 回年次会合
2004 年 10 月 19 - 22 日
大韓民国、釜山

議題

1. 開会
 - 1.1 歓迎の辞
 - 1.2 議題の採択
2. 拡大委員会による決定事項の承認
3. CCSBT12 の議長及び副議長並びに開催地の選定
4. その他の事項
5. 会議報告書の採択
6. 閉会

参加者リスト
第 11 回年次会合
2004 年 10 月 19 日 - 22 日
釜山、大韓民国

議長

キ・ヒョック・バーン 海洋漁業省国際協力局長

SC 議長

アンドリュー・ペニー 魚類環境保護サービスコンサルタント

オーストラリア

グレン・ハリー（代表者） 農漁業林業省漁業養殖業担当部長
ジョン・タルボット 農漁業林省国際漁業管理官
スティーブン・ロウクリフ 農漁業林省国際漁業政策担当官
リチャード・マクロウリン オーストラリア漁業管理庁管理部長
ジェームス・フィンドレー 農漁業林業省地方科学局漁業海洋科学上席研究官
マリネル・パッソン CSIRO 海洋研究部上席研究官
フィリップ・キンプトン 外務貿易省海洋環境法及び南極政策課専門官
ブライアン・ジェフリーズ オーストラリアまぐろ漁船船主協会会長
ベネディクト・ハー ダエヤン漁業有限会社
ジョン・バリー・アイル MGカイリスまぐろ株式会社部長
ピーター・フェア MGカイリスシーフード貿易部
テリ・ロマロ オーストラリア船舶エイジェンシー有限会社営業部長
キム・ヨン・マン オーストラリア船舶エイジェンシー有限会社

日本

糸 知文（代表者） 水産庁資源管理部審議官

神谷 崇	水産庁資源管理部国際課課長補佐
宮内 克政	水産庁資源管理部遠洋課鯉鮪漁業企画官
勝占 保	経済産業省貿易経済協力局農水産室調査専門官
鈴木 岳明	水産庁資源管理部国際課
清水 孝之	在釜山日本領事館領事
辻 祥子	遠洋水産研究所浮魚資源部温帯性まぐろ研究室長
平松 一彦	遠洋水産研究所浮魚資源部数理解析研究室長
中村 正明	日本鯉鮪漁業協同組合連合会専務理事
三浦 望	日本鯉鮪漁業協同組合連合会国際事業部
赤谷 覚	日本鯉鮪漁業協同組合連合会総合対策部
西川 喜美男	日本鯉鮪漁業協同組合連合会顧問
羽根田 弘	日本鯉鮪漁業協同組合連合会理事
早崎 達也	日本鯉鮪漁業協同組合連合会顧問
籠尾 賀壽彦	日本鯉鮪漁業協同組合連合会顧問
勝倉 宏明	日本鯉鮪漁業協同組合連合会顧問
白川 修	日本鯉鮪漁業協同組合連合会顧問
金澤 俊明	全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会理事
檜垣 浩輔	全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会

ニュージーランド

エマ・ウォーターハウス(代表者)	漁業省上席国際顧問
アサー・ホーア	漁業省上席漁業管理官
シェルトン・ハーレー	漁業省上席研究官
ターボット・マーレイ	漁業省国際研究官
トニー・ブラウン	外務貿易省北アジア課課長
エイミー・ローレンソン	外務貿易省法律顧問
シー・ジョン・パク	外務貿易省北アジア課政策官
キャロリン・シュワルガー	在東京ニュージーランド大使館
チャールス・ハフレット	ニュージーランド・ジャパン・ツナ有限会社

大韓民国

チョン・ロク・パーク(代表者)	海洋漁業省国際協力局課長
-----------------	--------------

サン・クウオン・ソー	海洋漁業省国際協力局参事官
キュー・ジン・ソック	海洋漁業省国際協力局研究官
オー・サン・クウオン	海洋漁業省国際協力局課長補佐
ウォン・ソック・ヤン	国立漁業調査開発研究所所長
ダエ・イオン・ムーン	国立漁業調査開発研究所遠洋漁業資源部上席研究官
サン・ソング・キム	国立漁業調査開発研究所研究官
ジョン・ラック・コー	国立漁業調査開発研究所遠洋漁業資源部研究官
チャン・イク・ツァン	釜慶大学教授
イン・ケウン・パーク	(社)韓国遠洋漁業協会
リー・チャン・シック	ドングウォン産業(株)
チー・ゴン・キム	思潮産業(株)
ジャン・ヒュン・ロー	五洋水産(株)
ドン・サン・リー	ドンウォン産業(株)

オブザーバー

漁業主体台湾

ジェームス・シャ(代表者)	行政院農業委員会漁業署副署長
ホン・イエン・ファン	行政院農業委員会漁業署上席スペシャリスト
カオ・チン・プー	外務省条約法律局科長
リー・ファン・ファン	外務省国際組織局二等秘書
シュー・リン・リン	行政院農業委員会漁業署スペシャリスト
ピーター・エス・シー・ホー	対外漁業協力発展協会会長
ファン・チー・チャン	国立台湾大学法学部助教授
チン・ファ・ソン	国立海洋大学応用経済研究所教授
ウェン・ジュン・シェウ	台湾区遠洋鮪漁船魚類輸出業同業公會印度洋運営委員会主任委員
エドワード・ファン	台湾区遠洋鮪漁船魚類輸出業同業公會事務局長
クワン・ティン・リー	台湾区遠洋鮪漁船魚類輸出業同業公會秘書

フィリピン

アルベルト・エコミエンダ	外務省大使
--------------	-------

オーガスト・ナティヴィダット フィリピンまぐる協会副会長
リチャード・サイ フィリピン ORPT 会長

インドネシア

ヘルマン・ジャトゥミコ 在韓国インドネシア大使館参事官

南アフリカ

エベン・ヤンセン・バン・レンスバーグ 在韓国南アフリカ大使館参事官

CCSBT 事務局

ブライアン・マクドナルド 事務局長
成澤 行人 事務局次長
ボブ・ケネディー データ・ベースマネージャー

通訳

太田 美登里
富田 晶子
矢部 道子

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

別添 3

第 11 回委員会年次会合に付属する拡大委員会報告書

2004 年 10 月 19-22 日
大韓民国・釜山

第 11 回委員会年次会合に付属する拡大委員会報告書

2004 年 10 月 19-22 日

大韓民国・釜山

議題項目 1. 開会

1.1 第 11 回年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選出

1. CCSBT11 の議長（キ・ヒョック・バーン氏）が第 3 回拡大委員会の参加者を歓迎するとともに開会を宣言した。
2. 事務局長は拡大委員会が今回の会議において検討する主な事項について説明した。

1.2 議題の採択

3. 修正された議題が採択された。別紙 1 の通り。
4. 参加者リストは別紙 2 に記載。
5. 会合に提出された文書リストは別紙 3

1.3 オープニング・ステートメント

1.3.1 メンバー

6. 拡大委員会のメンバーによるオープニング・ステートメントは別紙 4。

1.3.2 協力的非加盟国

7. フィリピンのオープニング・ステートメントは別紙 5 に記載。

1.3.3 他の国及び団体

8. 南アフリカ（以下、南ア）はオープニング・ステートメントを行った。別紙 6 に記載。

議題項目 2. 事務局からの報告

9. メンバーは事務局からの報告に留意した(CCSBT-EC/0410/04)。

議題項目 3. 財政運営委員会からの報告

10. 事務局長は 2004 年修予算に関する資料 CCSBT-EC/0410/05 及び 2005 年予算案の資料 CCSBT-EC/0410/06 を簡単に説明した。これらの資料に関する詳細な検討及び予算の準備に関しては財政運営委員会に託された。
11. ニュージーランドは、予算の拡大に懸念を表明するとともに、委員会は、会合自体ではなく資源状況の把握及びその管理に直接貢献する分野に予算を重点配分すべきとした。
12. 財政運営委員会は招集され、2004 年修正予算及び 2005 年予算案を検討した（これらは別紙 7）。この小委員会の議長はオーストラリアから任命された。委員会は 2004 年修正予算を承認した。2005 年予算に関しては、以下の事項を考慮し修正した上で承認された。
 - 2005 年、特別諮問会合を、キャンベラで開催する M P ワークショップに引き続き開催する（両会議の間に一日の休みをもうける）。
 - 支出入の差の平衡を保つだけの積立金を使用することで合意した。これにより積立金の使用は 150,000 ドルから 83,986 ドルに減少した。その他としては、オーストラリアの標識放流の収入の寄付によりメンバーの負担が相殺されるとともに、ERSWG が 2006 年延期され、また予算項目、“SRP に関する閉会期間中作業”が除かれた。2005 年予算、SRP に関する閉会期間中作業 32,000 ドルは予算に組み込まれなかったが、本件に関する何らかの支出があった場合は積立金で見ることになった。
 - オーストラリアはメンバーの 2005 年予算の分担を相殺するため 50,223 ドル提供した。しかし、オーストラリアは 2006 年からはこれを継続せず、インドネシアにおける漁港監視、加入モニタリング及び国際オブザーバー計画などの分野に資金を使用するかもしれない。
 - 次回 ERSWG は、2006 年の始めに延期され、台湾が開催国となるとともに会議場費用を持つ予定である（2006 年予算において 9000 ドルの節約）。また、これにより 2005 年の予算においても大きな節約となった。
 - 財政運営委員会は、2006 年における会議は普通の規模となる見込みなので、拡大委員会がその年に積立金を使用することはないであろうとした。
 - 2005 年の年次会合、科学委員会におけるインドネシアの参加者を 1 名とし（2 名から）、資源評価グループへの参加を無しとすることでさらなる節約とした。
 - 拡大委員会は事務局に対し、標識放流のように増加している項目について注意すること、まだ識別されていない他の節約に関しても検討すること及び 2005 年月中旬に再度予算をレビューすることを要求した。
 - 最後に、再検討しているすべての会合に関し、その費用及び期間について抑制する必要があることが合意された。

13. 台湾は、事務局によって計算された管理手続きワークショップ及び管理諮問会合をキャンベラ又は台湾で開催した場合の費用の差 60,650 ドルについて言及した。台湾は拡大委員会に対し特別な分担金としてこの差を支払うことが可能であるとした。しかし、キャンベラでワークショップを開催するというオーストラリアに与えられたコミットメントを考慮した場合、台湾は管理手続きワークショップ及び特別諮問会合を主催することをあきらめた。台湾は、本件は特別な事例であり、将来のための先例にすべきではないとした。
14. 韓国は、TAC の自国配分のごく一部しか利用しておらず、一方で CCSBT に対する分担金にはその配分の未利用分に関する割引が反映されてないとした。韓国は本件に関し CCSBT12 においても検討したいとした。

議題項目 4. 非加盟国との関係

15. 事務局長は非加盟国との関係に関し説明した (CCSBT-EC/0410/07)。

4.1 インドネシア

16. インドネシアに関する議論は議題項目 17 の下で行われた。

4.2 南アフリカ

17. 南アは自主的な制限として 250 トンでみなみまぐる（以下、SBT）漁業を発展させるつもりである。南アは公海漁業協定を批准しているので、第一に CCSBT の条約を批准するか、あるいは CCSBT の保存管理措置を適用しなければ、SBT 漁業に参入するべきではないことが言及された。
18. 会合は南アの漁獲実績と南アが SBT の回遊してくる国であることから CCSBT より漁獲配分を受ける権利を有していることを確認した。メンバーは適切な割当に関し議論を行った。メンバーの意見は幅広く、CCSBT10 で合意した 30 トンから割当ゼロ及び南アの漁業の発展に注視し、南アの SBT 漁業の拡大に CCSBT の懸念を伝えるとう代替案まで様々であった。
19. 拡大委員会は、CCSBT の保存管理措置と一致しない方法で南アが漁業を行うことを望まないと言うことで合意した。

4.3 フィリピン

20. 拡大委員会のメンバーは拡大委員会の協力的非加盟国となったフィリピンを歓迎した。
21. フィリピンは協力的非加盟国として認められたことを歓迎するとともに、拡大委員会によって採択されたすべての保存管理措置の遵守について努力する旨表明した。フィリピンはまた将来的に自国遠洋漁業船団のさらなる発展と委員会の正式メンバーになることを求めている旨表明した。

4.4 その他

22. 中国の漁業の拡大に関し懸念が表明された。従って、拡大委員会は中国の将来の漁獲を監視する必要がある。

議題項目 5. SBT 漁業のレビュー

23. 拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国の SBT 漁業に関する報告は別紙 8。
24. 拡大委員会のメンバーは、科学オブザーバーのカバー率に関し、その達成及び目標レベルの達成において経験している困難性に関し議論した。将来の国別報告書において、拡大委員会は、目標に対する実行を評価できるようにメンバーが科学オブザーバー基準に従いオブザーバーのカバー率の水準を報告するよう要求した。
25. メンバーはすべての SBT の死亡に関する情報（例えば投棄、遊漁）及び国内消費と輸出の内訳を拡大委員会で報告される国別漁業報告に含めることに合意した。報告書の基準はこれに従い修正されるべきである。

議題項目 6. 拡大科学委員会からの報告

26. 科学委員会（以下、SC）議長、ペニー氏は第 5 回資源評価グループ及び第 9 回科学委員会会合において提起された資源の状態及び管理の勧告について発表した。第 9 回科学委員会及びその拡大科学委員会（以下、SC 9）の報告書は別紙 9。資源の状態及び管理の勧告については SC 9 の報告書のパラグラフ 20 及びパラグラフ 23-28 にそれぞれ記述してある。
27. SC 9 報告書からの発表に対し、以下の質問及び問題点が提起された：
 - 一定の漁獲を続けた場合の資源予測: 低い生産性のシナリオであってもほとんどの漁業種類、特にはえ縄漁業により、SBT の産卵資源はゼロに減少しないと考えられるが、このような状況になる前に、経済的な理由より漁業から撤退しなければならないであろうことが留意された。
 - 加入に関する不確実性: 信頼できる加入量の推定の開発は、科学委員会において高い優先事項として認識されている。MP4 において MP オペレーティングモデルに関する総合的な感度試験の評価とともに、2005 年の拡大された指標のリスト（特にこれら低い加入に関するもの）は、MP の反応における異なった加入シナリオの影響に対し情報を与えることが期待された。

- 2005年における理解を改善するために必要な情報: 2005年の評価のために、SC9によって推薦された拡大された指標リストを開発するためにすべてのデータの収集、提供、及び交換の努力が必要である。特に、以下の事項に関し努力が置かれるべきである：
 - 幼魚資源量のための航空及び音響調査；
 - 標識の回収、及び標識回収報告の推定値を改善するためのオブザーバーカバー率の改善；
 - すべての漁業からの漁獲年齢の代表データの収集。インドネシアの漁業を含むすべての船団からの漁獲年齢代表データ収集のための耳石の収集及びその読み取りの実施；そして
 - CPUE及び船団の展開に影響を与えていると思われるはえ縄漁業船団の操業パターンの変化に関する情報及びデータの提供。特に対象魚の変更に関する情報、投棄率及び混獲種の情報について。
 - オーストラリアはメンバーに対しメンバーの漁船における国際オブザーバーカバー率を向上させるように奨励した。
 - 漁業の傾向の理解: 操業上の傾向を理解するために、漁業者からの情報及び意見を考慮するべきである。特に、経済的な要因又は市場の好みに関し得られるあらゆる情報は、水揚げされる対象魚又は体長組成にどのような影響を与えるのか確認するために必要がある。
 - 環境要因の影響: 考えられる環境要因として、特に水温は、船団の展開の変化又はSBT分布の縮小を評価する際に考慮する必要がある。
 - メタルールのデザイン: 拡大委員会はSC10に対し“例外的な状況”（継続的な低い加入量など）を識別するためのメタルールの開発を勧告した。ルールには、明確かつ客観的な例外的な状況に関する定義及びそれに対する対応が含まれる必要があるだろう。SC10ではこのような状況においてどのように資源を再建するか明確な助言が求められるであろう。
 - 適切な漁獲削減に対する勧告: 委員会にとっては、明確な科学的な勧告がなければ、資源を再建するための適切な漁獲削減を決定することは困難である。必要となる漁獲削減に関する科学委員会のいかなる勧告にも、様々な漁獲削減の影響評価、及びこれら予測の不確実性に関する評価を含めるべきである。
28. 資源状況及びSC9からの管理勧告に関する拡大委員会の全般的な意見は以下の通り：
- 拡大委員会はSBT資源の状態に懸念を持っており、次の12ヶ月間の漁業の状況は重要であると認識している；
 - 拡大委員会は、科学委員会の勧告に対応しTAC削減というような決定をした場合、業界及び関連社会に深刻な影響を与える可能性があり、拡大委員会はこれら影響を懸念しているとい言うことを認識した。

- メンバーは、拡大委員会が TAC の大幅な変更を決定する前に、科学的な勧告に関しその確実性を望むであろう。さもなければ、拡大委員会は必要な決定を行う準備をする。
 - 近年の低い加入量の指標をよりよく評価するため、SC 9 によって確認された 2004/05 年の調査優先事項は、拡大委員会によって完全に支持された。
29. 科学委員会議長は、SC 9 報告書項目 8 に記載してある科学調査計画の進捗に関し報告した。また、彼は作業計画及び管理手続きを終了するためのオプションを含む 2004/05 にさらに求められる作業に関する重要事項を説明した。

議題項目 7. 管理措置

7.1 2004/05 漁期における管理戦略

30. メンバーは SBT 資源の状態に関する SC 9 の勧告に留意した。拡大委員会は困難な状況に直面しており、これに対し真摯にかつ責任をもって取り組むことが合意された。
31. 拡大委員会は、SBT 資源の状態に関する SC 9 の勧告を考慮し、2004/05 年漁期における漁業の管理については首尾一貫した計画をもつべきことに合意した。特に、メンバーは、2005 年における科学的なプロセスを満足行く形で完了するために、SC 9 で確認されたデータの要求に対応するためあらゆる努力を行うべきである。
32. 拡大委員会はさらに、SBT 資源の状態に関連して SC 9 で特に議論された、2004/05 年漁期における適切な管理措置の実施が重要であることに合意した。
33. 一連の活動及びその重要性はこの目的のために確認された。これらの概略は別紙 10 に記載。

7.2 総漁獲可能量及びその配分

34. この議題は以下の 2 点に分けて議論された。
- メンバーのための総漁獲可能量及び国別割当；そして
 - 協力的非加盟国のための漁獲制限
35. メンバーは TAC の調節に関する決定が、これに依存している漁業者及び関連する社会に大きな影響を与えることに留意した。対応する管理としてあらゆる TAC の削減は簡単に行うことはできないので、最良の科学的な勧告を得る必要がある。低い加入量の結果が重大な懸念の原因となっているが、これが継続的に起こるか否かを確認するための追加的なデータが必要である。これに関する結果は、SC10 の議論から得られることが期待された。

36. このような状況に鑑み、メンバーのための TAC は 14,030 トンで維持され、2004/05 漁期も 2003/04 漁期と同じ国別割当を継続することで合意した。
37. 一方、オーストラリアは、SC 9 での消極的な資源評価、2003 年の拡大委員会において 12 ヶ月間は TAC 変更実施の適切な準備期間としたことに言及し、仮に SC10 報告書において引き続き低い加入が報告された場合、2005/06 漁期のために拡大委員会は TAC 及び国別割当の削減を検討するべきとした。
38. ニュージーランドは、仮に SC10 が SBT 漁業において引き続き低い加入を確認した場合は、拡大委員会は、CCSBT12 において TAC の削減も含めた問題に取り組む覚悟が必要であるとした。
39. 協力的非加盟国に対しても、メンバーに要求されている制約と同様のものを求めることが検討された。それらは：
 - フィリピンに対しては、漁獲制限 50 トンを維持することで合意した；
 - 南アに対し 30 トンの提示を行う；そして
 - 将来におけるインドネシアとの協力的非加盟国の交渉において使用される漁獲制限は 800 トンを超えないものとする
40. 拡大委員会に対し意見があったように、南アに対する提示は、当初のまぐろはえ縄の実施には 30 トンの割当で十分であると拡大委員会が信じると言うものである。またそれは、南ア漁業の発展を注視し、将来の漁獲制限を拡大委員会が保存管理措置を考慮して設定するべきであるとした。
41. フィリピンは、50 トンの漁獲制限を受け入れたが、拡大委員会の望む適切な意向に関しては、フィリピンの 70 トンへの増加の希望が認められなかったという形で他の途上国に対し伝わるだろうとした。
42. 拡大委員会は、CCSBT10 において認識した CCSBT 1 で取り決めた相互理解に従った国別配分の調整に関する未解決問題を再認識した。また、この問題は、将来の TAC の検討、国別配分及び管理手続きの意志決定ルールに鑑み CCSBT11 までに解決することになっていた（CCSBT10 報告書パラグラフ 52-54）。
43. 拡大委員会は、CCSBT10 報告書のパラグラフ 54 で要求されていた文書（CCSBT-EC/0410/25）をニュージーランドが提出したことを歓迎した。問題は管理手続き実施の前に解決されるべきであるということで合意された。
44. 拡大委員会は、管理手続きによる TAC 配分ルールの決定については管理手続きを導入する前に合意する必要があることを認識した。拡大委員会は、ルールには CCSBT 1 の相互理解を考慮することで合意した。
45. 拡大委員会は、これらルールに関する合意形成に関し、閉会期間中の連絡により進め CCSBT12 において決定することにした（TAC 配分に関するルール決定のためのニュージーランドの提案は別紙 11）。

46. 拡大委員会は、管理手続き導入の前に TAC を決定する場合は、その決定にルールを適用することに合意した。

7.3 その他事項

47. 日本は、CCSBT の “ 違法、無規制、無報告漁業 (IUU) 及び 24 メートルを超えるみなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録の設定に関する決議 ” より船の長さ 24 メートルという制限を取り去る修正提案の説明をした (CCSBT-EC/0410/26)。日本はさらに、凍結同様生鮮 SBT にも国内規制の適用を拡大するためその改正を示唆した。
48. 会合は、船長制限を撤廃することで、オーストラリア及びニュージーランドが非常に多数からなる許可船リストを提出しなければならないという追加的な負担を負うことを認めた。
49. 拡大委員会が承認した修正された決議は別紙 12。

議題項目 8. 管理手続き

50. 科学委員会議長のペニー氏が、SC 9 からの勧告である管理手続きのさらなる開発に関するオプションについて説明した。
51. 拡大委員会は管理手続きのさらなる開発のため、SC 9 報告書パラグラフ 120 のオプション B に合意した。このオプションが CCSBT12 までに管理手続きを完成する見込みが最もあるものと考えられた。オプション B では、2005 年 5 月に第 4 回管理手続きワークショップ及びこれに引き続き特別諮問会合を開催することになっており、開催地はキャンベラで合意されている。
52. すべてのメンバーは管理手続きの完成の遅れに対する懸念を表明し、拡大委員会は CCSBT12 の検討のために仕事を完了するよう SC10 に指示することで合意した。
53. 科学委員会議長は、参加者が 4 つの異なる管理手続きによる 20 通りの漁業予測についての順位付けを行うことで、管理手続きのパフォーマンスについての参加者の好みを SC に還元するよう要請した。

議題項目 9. 分担金計算方式

54. 事務局長は、CCSBT の分担金計算方式に関するオプションを記述した文書 CCSBT-EC/0410/12 を発表した。
55. 拡大委員会は、分担金計算方式の変更については短期間で完了することが困難であり、かつ条約の修正が必要であることから修正しないことで合意した。

56. メンバーは、インドネシアやフィリピンなどの途上国が、条約に基づく財政負担の要求により消極的になっていることは大きな問題であると認識した。これを受け、ニュージーランドは本件に関し条約を改正しないで他の国も同等のことができる代替のメカニズムを考えるべきであるとした。

議題項目 10. 漁獲監視システム

57. CCSBT10 は事務局に対し CCSBT のために漁獲監視のオプションを用意するように依頼した。事務局長は漁獲監視システムに対し 5 つのオプションを提案した資料 CCSBT-EC/0410/13 を発表した。
58. メンバーは資料を有益であるとするも、漁獲監視のオプションに関しては合意しなかった：
- 日本は現状（オプション 1）を支持した。これは他のオプションが科学的なデータの改善とはならないと考えるからである；そして
 - 他のメンバーはオプション 3 を支持した。これは、現状を維持しつつ報告の頻度を基本的に毎月とするものである。これらのメンバーは、科学的な目的に追加するという理由で現在の漁業はより緊密に監視する必要があると考えている。
59. オーストラリアは、より完全な SBT の貿易及び漁獲を把握するため、正確かつタイムリーな国内消費を報告することが必要である旨強調した。
60. ニュージーランドは、オーストラリアの提案する拡大委員会が他の地域漁業管理機関のシステムと同様の漁獲文書システム、及び世界的な漁獲監視の標準化に移行するべきと言うものを支持した。
61. 韓国は、CCSBT が他の 4 つのまぐろ類地域漁業管理機関と共有できるシステムを持つ必要があるのではないかとした。
62. 会合は本件に関し CCSBT12 で再度検討することに合意した。
63. メンバーは、フィリピンができるだけその漁獲監視システムを向上させようとしていることを歓迎した。

議題項目 11. 新しいメンバーの承認

64. 事務局長は、新規メンバーの承認に関する資料 CCSBT-EC/0410/14 について説明した。
65. この漁業に関し、その資源は完全に開発されていること、また現在のメンバーの払った犠牲などを考えると、メンバーはこの漁業に新規参加者が加わる

ことがかなり困難であることを認識した。新規メンバーの承認に関する新しいルールの検討は緊急の問題ではない。

66. 拡大委員会は、さしあたり、新しいメンバーの承認に関しては条約第 18 条により十分解釈できるということで合意した。
67. ニュージーランドは、条約第 8 条第 4 項に漁獲割当の原則が定めてあり、これは新しいメンバーのための代替措置の基準を決めるためのものではなしとした。しかし、管理上の視点からは、本項は新しいメンバーになる可能性ある国に対する基準を作成する際には有用かもしれないとした。

議題項目 12. インドネシアの漁獲監視

68. 事務局長はインドネシアにおける漁獲監視に関する背景資料 CCSBT-EC/0410/12 を説明した。
69. メンバーは、インドネシアにおける漁獲監視システムの継続は非常に重要であり、また監視継続のための資金調達を検討することに合意した。いくつかのメンバーは CCSBT の予算のなかで資金調達することを提案した。
70. 日本は現在のベノア及びジャカルタにおけるデータ収集を継続するためにインドネシアと二国間で協議したことを説明した。会合は、インドネシアと監視プログラムを継続するための議論は継続すること及び閉会期間中に資金調達に関する方法に関し合意することとした。
71. オーストラリアは日本が作った資金提供の枠組みに喜んで参加することを表明した。ニュージーランドは、データの収集が拡大委員会の科学計画の一部として行われるのであれば、資金調達について前向きに検討するとした。

議題項目 13. クォータートレーディング

72. 事務局長はクォータートレーディングに関するビルエディソンの第三者法的意見書、及びこれと一緒にした CCSBT におけるクォータートレーディングに関する議論ペーパー(CCSBT-EC/0410/16) について説明した。ニュージーランドは CCSBT10 報告書パラグラフ 56 の要求に対応し、法的解釈に基づく意見を提出した。何人かの代表はどちらの意見も委員会がクォータートレーディングに関する取り決めを承認できるとしているが、このような決定なしに又は現在の法的枠組みの基でメンバーは一方的にそのクォーターの売買及び賃貸に関する決定はできないことを認識した。対照的に、韓国は国別割当については法的にその国の認められた資産であり売買可能であるとした。
73. クォータートレーディングに関しては 3 つの代替オプションが提示された。それらは：

- クォータートレーディングは、管理手続きが実施された段階、つまり科学的な根拠に基づく管理手続きによって TAC 及び国別割当が決定されるようになってから検討されるべきである；
 - 資源が重大な状況であると判断された場合は、使用されていない割当は、クォータートレーディングを通じて再配分するべきではない；また、
 - メンバーは他のメンバーの未使用の割当の売買により利益を得るべきではなく、また割当そのものは恒久に与えられる物ではないので、原則としてクォータートレーディングは望ましい物ではない。
74. メンバーはクォータートレーディングに関するさらなる議論を CCSBT12 まで延期することに合意した。

議題項目 14. 閉会期間中の決定事項の記録

75. 事務局長は事務局提案資料である会期間中における決定事項の記録に関する方法(CCSBT-EC/0410/17)を説明した。
76. 拡大委員会は事務局提案に賛成するとともに以下について留意した：
- 原則として、拡大委員会の決定事項は正式な会合で決定されるべきである；
 - 例外的な状況として閉会期間中に決定が必要となった場合、決定事項を記録する新しいシステムが適用される；
 - 例外的な状況に関しては明確な定義が必要になるであろう；そして
 - 決定の記録に関しては、何に基づき決定したか明確にするべきである。
77. 拡大委員会は、閉会期間中の決定を管理するため手続き規則が決定されてからも通信手段が発達してきたことを認識した。これら進歩に関連する手続き規則の該当部分の修正に関し CCSBT12 で検討することに合意した。

議題項目 15. 遊漁

78. オーストラリアは自国の遊漁に関する最新情報を提供した。オーストラリア遊漁協会（GFAA）会員が釣ったすべての SBT に標識を装着する議論は進行中である。標識放流は CCSBT の標識で行われ、放流のデータは CCSBT に提供されるであろう。
79. メンバーは本件を有益な活動と見なす一方、科学的な計画に比べ便宜的な場所及び内容の標識放流となることから、調査死亡枠はこの標識放流には使用しないことで合意した。その代わりに、いかなる関連死もオーストラリアの国別割当として計算することになる。

80. これを受けニュージーランドは、その国別割当以外に4トンのSBT漁獲割当を受けており、それはニュージーランドの遊漁を十分カバーするものであるとされた。

議題項目 16. 生態学的関連種作業部会

81. 拡大委員会は第5回生態学的関連種作業部会(ERSWG)会合報告書を採択した。次回 ERSWG は 2006 年のはじめに台湾で開催されることで合意された。
82. オーストラリア及びニュージーランドは、データ収集の改善、より細かい解像度のデータの提出及び ERSWG5 及び SC9 において提案されたすべての種に関するデータ収集に関し言及しかつこの問題に対するコメントを支持するとして。

議題項目 17. 行動計画

83. 事務局長は行動計画に関する資料 CCSBT-EC/0410/20 について説明した。
84. メンバーは、インドネシアが拡大委員会に協力したいと通知してきたことに基づき、2000年に採択した行動計画によるインドネシアに対する行動計画を停止していたことに留意した。拡大委員会は、インドネシアが拡大委員会の協力的非加盟国になれなかったことを憂慮した。
85. 会合は、拡大委員会が行動計画に基づきインドネシアに対しより強い行動をとることを考慮している旨伝えるため、年次会合から2ヶ月以内に書簡を发出することに合意した。書簡には現在も拡大委員会はインドネシアに対し、できるだけ早く協力的非加盟国になるよう希望を持っている旨含める予定である。

議題項目 18. 調査死亡枠 (RMA)

86. 2003/2004年の漁期において、日本は産卵場の調査で2.67トンのRMAを使用した。標識放流全体では14.68トンの科学調査計画(SRP)の死亡枠が使用された。
87. 日本より2004/05年音響調査のために1トンのRMAが要求された。拡大委員会はこの要求を承認した。
88. 2004/05年のSBT標識放流のために50トンのSRP死亡枠が要求された。これらは：
- CCSBT表層漁業標識放流(8t)；
 - 西インド洋における日本のはえ縄試験標識放流(10t)；

- オーストラリア東岸及び東インド洋におけるオーストラリアのはえ縄標識放流(15t);
 - オーストラリア全世界規模標識放流計画(12t);
 - 西太平洋におけるニュージーランドのはえ縄標識放流(5t).
89. オーストラリアの二つの標識放流計画を除き、すべて要求された SRP 死亡枠は承認された。オーストラリアの二つ計画に関しては、以下のように合意された：
- 二つの計画に対する合計の死亡枠は 23 トンを超えないこと；
 - オーストラリアはこの二つの計画において一旦死亡枠に関する分析が行われた際には、拡大委員会に対しその死亡枠の量に関し通知する；
 - オーストラリアは、RMA の利用に関し、各漁船も含め EEZ 内及び公海における詳細な利用状況を提供する；そして
 - オーストラリア国籍でない漁船におけるオーストラリアの RMA の利用に関しては閉会期間中メンバー間で合意することが要求された。
90. 将来的には、拡大委員会が各計画における RMA を承認する前の科学委員会において、標識放流の詳細な提案に関し審査することで合意された。また、現在の標識放流事業に関する詳細な報告は、調査優先事項に関する評価のため科学委員会に提供されることで合意された。

議題項目 19. 他の機関との活動

91. 事務局長は、2004 年における他の機関との関わり及び 2005 年の予定を概略した資料 CCSBT-EC/0410/22 を説明した。
92. 拡大委員会は 2005 年の提案を支持したが、ACAP (アホウドリ及びミズナギドリ保存条約) への参加については、事務局長が 1 日だけ参加し CCSBT の海鳥の混獲緩和措置に関する事業を説明することとなった。

議題項目 20. 2005 年の作業計画

93. 2005 年の作業計画は合意され、別紙 13 に掲載。

議題項目 21. 委員会資料の機密性

94. 拡大委員会は CCSBT11 年に作成されたすべての資料を公開できることに合意した。

議題項目 22. その他

95. 事務局長は拡大委員会に対し協力的非加盟国の扱いに関する議論を提起した。CCSBT10において委員会によって承認された決議の文言によれば、フィリピンのような協力的非加盟国は、拡大委員会のみに関連している物であり、委員会には関係ないと考えられる。
96. メンバーは本件に関し、仮に CCSBT12 で検討するのであれば、閉会期間中自国政府において調査する必要がある案件であることに合意した。

議題項目 23. 閉会

23.1 第 4 回拡大委員会の議長及び副議長の選出

97. 拡大委員会は、第 12 回委員会会合議長を日本が務め、オーストラリアが副議長となることに合意した。漁業主体台湾は CCSBT12 に付属する拡大委員会会合議長を務め、日本は副議長となる。
98. CCSBT12 に付属する拡大委員会は台北で開催予定であり、仮日程の 2005 年 10 月 11-14 日が合意された。
99. また、拡大委員会は CCSBT13 及びこれに付属する拡大委員会会合は日本で開催され、日本が議長を務めオーストラリアが副議長となることで合意した。

23.2 報告書の採択

100. 報告書は採択された。

23.3 閉会

101. 会合は 2004 年 10 月 22 日午後 6 時に閉会された。

別紙リスト

別紙

- 1 議題
- 2 参加者リスト
- 3 文書リスト
- 4 メンバーのオープニングステートメント
- 5 協力的非加盟国のオープニングステートメント
- 6 他の国及び団体のオープニングステートメント
- 7 2004 年修正予算及び 2005 年予算案
- 8 SBT 漁業のレビュー - 拡大委員会メンバー及び協力的非加盟国からの報告
- 9 科学委員会の報告
- 10 SC 9 からの資源状況に関する勧告に対応する 2004/05 年における CCSBT の活動
- 11 TAC の割当に関する決定規則に関するニュージーランドの提案
- 12 2003 年 CCSBT10 で採択された “ 違法、無規制、無報告漁業 (IUU) 及び 24 メートルを超えるみなみまぐる漁業許可船の CCSBT の記録の設定に関する決議 ” を修正する決議
- 13 2005 年 CCSBT 作業計画表

議題

第 11 回年次会合に付属する拡大委員会
2004 年 10 月 19 - 22 日
大韓民国、釜山

- 1 . 開会
 - 1.1 第 11 回年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選定
 - 1.2 議題の採択
 - 1.3 オープニング・ステートメント
 - 1.3.1 メンバー
 - 1.3.2 協力的非加盟国
 - 1.3.3 その他の国及び団体
- 2 . 事務局からの報告
- 3 . 財政運営委員会からの報告
- 4 . 非加盟国との関係
 - 4.1 インドネシア
 - 4.2 南アフリカ
 - 4.3 フィリピン
 - 4.4 その他の国
- 5 . SBT 漁業のレビュー
- 6 . 拡大科学委員会からの報告
- 7 . 管理措置
 - 7.1 2004/2005 漁業年管理戦略
 - 7.2 総漁獲可能量及びその配分
 - 7.3 その他
- 8 . 管理手続き
- 9 . 分担金計算式
10. 漁獲監視システム
11. 新メンバーの承認について
12. インドネシア漁獲の監視
13. クォータートレーディング
14. 閉会期間中決議記録

15. 遊漁
16. 生態学的関連種作業部会 (ERSWG)
17. 行動計画
18. 調査死亡量枠 (RMA)
19. その他の組織との活動
20. 2005 年の作業計画
21. 委員会文書の機密性
22. その他の事項
23. 閉会
 - 23.1 第 4 回拡大委員会の議長及び副議長の選定
 - 23.2 会合報告書の採択
 - 23.3 閉会

参加者リスト
第 11 回年次会合に付属する拡大委員会
2004 年 10 月 19 日 - 22 日
釜山、大韓民国

議長

キ・ヒョック・バーン 海洋漁業省国際協力局長

SC 議長

アンドリュー・ペニー 魚類環境保護サービスコンサルタント

オーストラリア

グレン・ハリ－（代表者） 農漁業林業省漁業養殖業担当部長
ジョン・タルボット 農漁業林省国際漁業管理官
スティーブン・ロウクリフ 農漁業林省国際漁業政策担当官
リチャード・マクロウリン オーストラリア漁業管理庁管理部長
ジェームス・フィンドレー 農漁業林業省地方科学局漁業海洋科学上席研究官
マリネル・パッソン CSIRO 海洋研究部上席研究官
フィリップ・キンプトン 外務貿易省海洋環境法及び南極政策課専門官
ブライアン・ジェフリーズ オーストラリアまぐろ漁船船主協会会長
ベネディクト・ハー ダエヤン漁業有限会社
ジョン・バリー・アイル MGカイリスまぐろ株式会社部長
ピーター・フェアー MGカイリスシーフード貿易部
テリ - ・ロマロ オーストラリア船舶エイジェンシー有限会社営業部長
キム・ヨン・マン オーストラリア船舶エイジェンシー有限会社

漁業主体台湾

ジェームス・シャ（代表者） 行政院農業委員会漁業署副署長

ホン・イエン・ファン	行政院農業委員會漁業署上席スペシャリスト
カオ・チン・プー	外務省条約法律局科長
リー・ファン・ファン	外務省国際組織局二等秘書
シュー・リン・リン	行政院農業委員會漁業署スペシャリスト
ピーター・エス・シー・ホー	対外漁業協力発展協会会長
ファン・チー・チャン	国立台湾大学法学部助教授
チン・ファ・ソン	国立海洋大学応用経済研究所教授
ウェン・ジュン・シェウ	台湾區遠洋鮪漁船魚類輸出業同業公會印度洋運営委員会主任委員
エドワード・ファン	台湾區遠洋鮪漁船魚類輸出業同業公會事務局長
クワン・ティン・リー	台湾區遠洋鮪漁船魚類輸出業同業公會秘書

日本

桑 知文（代表者）	水産庁資源管理部審議官
神谷 崇	水産庁資源管理部国際課課長補佐
宮内 克政	水産庁資源管理部遠洋課鯉鮪漁業企画官
勝占 保	経済産業省貿易経済協力局農水産室調査専門官
鈴木 岳明	水産庁資源管理部国際課
清水 孝之	在釜山日本領事館領事
辻 祥子	遠洋水産研究所浮魚資源部温帯性まぐろ研究室長
平松 一彦	遠洋水産研究所浮魚資源部数理解析研究室長
中村 正明	日本鯉鮪漁業協同組合連合会国際事業部部长
三浦 望	日本鯉鮪漁業協同組合連合会国際事業部
赤谷 覚	日本鯉鮪漁業協同組合連合会総合対策部
西川 喜美男	日本鯉鮪漁業協同組合連合会顧問
羽根田 弘	日本鯉鮪漁業協同組合連合会理事
早崎 達也	日本鯉鮪漁業協同組合連合会顧問
籠尾 賀壽彦	日本鯉鮪漁業協同組合連合会顧問
勝倉 宏明	日本鯉鮪漁業協同組合連合会顧問
白川 修	日本鯉鮪漁業協同組合連合会顧問
金澤 俊明	全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会理事
檜垣 浩輔	全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会

ニュージーランド

エマ・ウォーターハウス(代表者)	漁業省上席国際顧問
アサー・ホーア	漁業省上席漁業管理官
シェルトン・ハーレー	漁業省上席研究官
ターボット・マーレイ	漁業省国際研究官
トニー・ブラウン	外務貿易省北アジア課課長
エイミー・ローレンソン	外務貿易省法律顧問
シー・ジョン・パク	外務貿易省北アジア課政策官
キャロリン・シュワルガー	在東京ニュージーランド大使館
チャールス・ハフレット	ニュージーランド・ジャパン・ツナ有限会社

大韓民国

チョン・ロク・パーク(代表者)	海洋漁業省国際協力局課長
サン・クウオン・ソー	海洋漁業省国際協力局参事官
キュー・ジン・ソック	海洋漁業省国際協力局研究官
オー・サン・クウオン	海洋漁業省国際協力局課長補佐
ウォン・ソック・ヤン	国立漁業調査開発研究所所長
ダエ・イオン・ムーン	国立漁業調査開発研究所遠洋漁業資源部上席研究官
サン・ソング・キム	国立漁業調査開発研究所研究官
チャン・イク・ツァン	釜慶大学教授
イン・ケウン・パーク	(社)韓国遠洋漁業協会
リー・チャン・シック	ドングウォン産業(株)
チー・ゴン・キム	思潮産業(株)
ジャン・ヒュン・ロー	五洋水産(株)
ドン・サン・リー	ドンウォン産業(株)

協力的非加盟国

フィリピン

アルベルト・エコミエンダ	外務省大使
--------------	-------

オーガスト・ナティヴィダット フィリピンまぐる協会副会長
リチャード・サイ フィリピン ORPT 会長

オブザーバー

インドネシア

ヘルマン・ジャトゥミコ 在韓国インドネシア大使館参事官

南アフリカ

エベン・ヤンセン・バン・レンスバーグ 在韓国南アフリカ大使館参事官

CCSBT 事務局

ブライアン・マクドナルド 事務局長
成澤 行人 事務局次長
ボブ・ケネディー データ・ベースマネージャー

通訳

太田 美登里
富田 晶子
矢部 道子

文書リスト
第 11 回委員会年次会合に付属する拡大委員会

(CCSBT-EC/0410/)

01. Draft Agenda and the Annotation
02. List of Participants
03. Draft List of Documents
04. (Secretariat) Report from the Secretariat
05. (Secretariat) Adoption of the revised 2004 budget
06. (Secretariat) Adoption of the 2005 budget
07. (Secretariat) Relationship with Non-members
08. (Secretariat) Review of SBT Fisheries
09. (Secretariat) Report from the Extended Scientific Committee
10. (Secretariat) Total Allowable Catch and its Allocation
11. (Secretariat) Management Procedure
12. (Secretariat) Funding Formula
13. (Secretariat) Catch Monitoring System
14. (Secretariat) Admission of New Members
15. (Secretariat) Indonesian Catch Monitoring
16. (Secretariat) Quota Trading
17. (Secretariat) Recording Intersessional Decisions
18. (Secretariat) Recreational Fishing
19. (Secretariat) Report from the ERS Working Group
20. (Secretariat) Action Plan
21. (Secretariat) Research Mortality Allowance and SRP Mortality Allowance
22. (Secretariat) Activities with Other Organisations
23. (Secretariat) Program of Work for 2005
24. (Secretariat) Confidentiality of Commission Documents
25. (New Zealand) Resolution of the Outstanding Issue of Adjustment of National Allocations in Accordance with the CCSBT1 Mutual Understanding.:
26. (Japan) Draft Resolution on amendment of the Resolution on “Illegal, Unregulated and Unreported Fishing (IUU) and Establishment of a CCSBT Record of Vessels

over 24 meters Authorized to Fish for Southern Bluefin Tuna” adopted at the CCSBT10 in 2003.: JFA

(CCSBT-EC/0410/SBT Fisheries-)

Australia	- Australia’s 2002-03 Southern Bluefin Tuna Fishing Season
Fishing Entity of Taiwan	-Review of Taiwan’s SBT Fishery of 2003/04
Japan	-Review of Southern Bluefin Tuna Fisheries of Japan for the 2003 Fishing Season
New Zealand	- Review of the New Zealand SBT Fisheries
Republic of Korea	-Korean SBT longline fishery
Republic of the Philippines	- Report of the Philippines to CCSBT

(CCSBT-EC/0410/Info)

01. (New Zealand) New Zealand legal advice provided pursuant to Agenda Item 12: Quota Trading, paragraph 55-56. Report of the Extended Commission of the Tenth Annual Meeting of the Commission, October 2003.

(CCSBT-EC/0410/Rep)

01. Report of the First Meeting of Management Procedure Workshop (March 2002)
02. Report of the CPUE Modeling Workshop (March 2002)
03. Report of Direct Age Estimation Workshop (June 2002)
04. Report of the Third Stock Assessment Group Meeting (September 2002)
05. Report of the Seventh Meeting of the Scientific Committee (September 2002)
06. Report of the Ninth Annual Commission Meeting (October 2002)
07. Report of the Second Meeting of the Management Procedure Workshop (April 2003)
08. Report of the Indonesian Catch Monitoring Review Workshop (April 2003)
09. Report of the Fourth Stock Assessment Group Meeting (August 2003)
10. Report of the Eighth Meeting of the Scientific Committee (September 2003)
11. Report of the Tenth Annual Meeting of the Commission (October 2003)
12. Report of the Fifth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (February 2004)
13. Report of the Third Meeting of the Management Procedure Workshop (April 2004)
14. Report of the Special Meeting of the Commission (April 2004)
15. Report of the Fifth Stock Assessment Group Meeting (September 2004)

16. Report of the Ninth Meeting of the Scientific Committee (September 2004)

オーストラリアのオープニング・ステートメント

議長、ありがとうございます。

まず、ここ釜山という重要な港町で本委員会の会合を主催して下さったことを韓国に感謝します。また、みなみまぐる保存委員会の第 11 回年次会合の議長としてバーン氏を、また科学委員会合議長としてアンドリュー・ペニー氏を歓迎します。また、ソー氏が議長の補佐を務めており、我々が同氏に全面的な信頼を置いていることを申し上げます。

みなみまぐる保存委員会のすべてのメンバー及びフィリピンが協力的非加盟国として、ここに集まっていることを再度喜びたいと思います。南アフリカがオブザーバーとして参加していることも歓迎します。この小さな委員会は成長し、現在では世界の漁業関係委員会としては最良のものだと多くの人が考えていると思います。

しかし、我々は、科学委員会及び外部科学者から現実的な問題を投げかけられています。今後 1 年間に、この漁業において我々が力を合わせやるべき重要な仕事があると思います。資源評価の結果は無視できません。もし我々が CCSBT 12 でその将来について見識ある判断を行うためにこの漁業をよりよく理解しようとするならば、我々は互いにオープンでかつ透明性をもち、本漁業についての情報と見解を進んで共有する必要があります。

ご存知の通り、この点に関してフラストレーションを覚えるのは、私がここに以前から参加しているからです。我々が前進し、過去 5 年のすべての問題がついに解決し、我々が前進するための十分な足場をもったという真摯な気持ちをもって私は昨年クライストチャーチを後にしました。私が以前にこの場所にいたような気がすると言うとき、そこには大きな相違点があり、その相違点は国ごとによる物で我々は本件関し強力な国としての立場をとるかもしれませんが、この資源について我々が直面しているチャレンジについて共通のレベルの理解があるように思います。政府と業界指導者の間ですべての面で打ち立てられたこれらの関係が我々を前進させると希望するだけです。なぜなら、私は過去の関係に戻ることを望まない一人だからです。

我々はこの会合でいくつかの重要な問題に直面していますが、それらはすべて資源評価と TAC に関わるものです。私がすでに指摘したように、昨年、本委員会は、5 年ぶりに世界全体の TAC 及び国別割当について合意に達しました。この会合でも本件について同様の合意に達するようメンバーが努力することを私は希望します。

私は、2005 年の資源評価会合において結論を引き出せるような情報を得るために、今後 12 ヶ月の間に調査及び情報収集・分析を行うという確約をこの会合でメンバーに要請したいと思います。もし我々が今後 12 ヶ月の間に収集する情報により資源 / 加入量の減少傾向を反証できないならば、この追加情報及び 2005 年の指標の評価に基づいて、2005-06 年漁期に世界的な TAC の削減などの管理措置をとる必要があるでしょう。

委員会が CCSBT12 で TAC の決定を行うためには最も正確なデータを入手することが不可欠です。正確なデータの収集は我々全員の最善の利益であるため、この情報の収集のために全員力を合わせなければなりません。メンバーはこの漁業に見られる変化

に関する情報を共有する必要があります。我々が前進するために、この情報を建設的な方法で利用する必要があります。わが国としてはそれを行う決意があることを表明します。

もし CCSBT が資源についてよりよい理解をもつべきならば、我々はすべての可能なデータを収集し共有する必要があります。オーストラリアが不可欠だと考えるデータは、加入量、産卵資源、CPUE に関する情報です。特に我々が関心をもつ点は、オーストラリア大湾の資源量推定、及び加入量の減少を調査するため、少人数であってもすべての船団に国際オブザーバーを乗船させることです。

オーストラリアは、管理手続きの開発に引き続き確固たる決意を持っています。新しい管理目的に合意することは、管理手続きのプロセスのため、つまり委員会の将来の機能にとって必要不可欠であり、注視するべきです。

非加盟国の漁獲量、特にインドネシアの産卵資源への影響を考慮し同国の漁獲量を管理するために委員会のメンバーが努力することが重要です。オーストラリアは、みなみまぐろ産卵水域の内、公海部分について保存区域の設定を検討することを望みます。これは、みなみまぐろ成魚のための避難水域を提供することになります。私はまた、本種を持続的に管理するために犠牲を払っている委員会メンバーに害を及ぼすような、違法、無報告、無規制漁業に従事する、委員会外の国々に対して、各メンバーがこの会合で強い申し立てを行うイニシアティブをとることを希望します。

最後に、我が国だけではなく、生計のためにみなみまぐろに依存している町や人々にとっての、この産業の重要性を想起することは我々すべてにとって重要です。オーストラリアにとってこれは伝統的産業であり放棄できる物ではありません。私は、みなみまぐろ及び我々の業界を守るために、この委員会を通じた協力に対し全面的な決意を持っています。つまるところ、みなみまぐろが将来にもつ唯一の希望は、強力が実際に機能する CCSBT です。

また、ここで、ブライアン・マクドナルドがさらに 2 年の CCSBT での任務を引き受けられたことを喜びたいと思います。同氏は、事務局の運営における改善に大きく貢献してきました。私は、彼が CCSBT に留まることに合意したことに喜ぶ者の一人です。さらに、成澤さんが CCSBT で果たしている建設的な役割について評価します。彼は、我々が今まで持った中で、もっとも活動的かつ献身的な事務局次長です。彼のイニシアティブは大いに評価されるべきものです。この会合で、我々はまた、将来における外部科学者グループのと CCSBT との関わりについて決定する必要があります。彼らもまた、改善された関係の中で大きな影響力を持ってきました。我々はこの問題を真剣に考えなければなりません。彼らを委員会にとどめたいというのが私の気持ちですが、この点についてすすんで議論をしたいと思っています。

通訳の皆さんに対しては、今週中のあなた方の働きを考えると、前もって感謝の気持ちを表したいと思います。この会合は皆さんのたゆまぬ努力なくしては、機能しないでしょう。最後に、骨の折れる仕事ですが生産的な会合とするために、事務局が過去一年に払われたすべての努力に感謝したいと思います。

今週の議論を楽しみにしています。有り難うございました。

漁業主体台湾のオープニング・ステートメント

議長、代表団の皆様、ご列席の皆様、

まず、我が代表団を代表して、韓国政府が今次会合を開催するにあたり、このように素晴らしい場所を提供してくれたことに感謝します。また、プライアン・マクドナルド事務局長はじめ事務局スタッフの皆様の会議文書の準備に関し感謝します。

議長、我々が拡大委員会にメンバーとして加わってから2年が経過しました。この2年の間、我々は、みなみまぐろの保存・管理におけるCCSBTの目的達成のため、他のメンバーと緊密に協力してきました。我々は、次世代のために資源の持続可能性を確保するため、今後も他のメンバー及びみなみまぐろに利害をもつすべての当事国と協力することを約束します。来年は、拡大委員会の会合が初めて台湾で開催されるため、私は台湾での会合が過去の会合に優るとも劣らないものになることを希望しています。私が釜山での今次会合の代表団長となった目的の一つは、台湾での会合のためにどのような注意を払うべきかを学ぶところにあります。

みなみまぐろに関する科学的作業、特に保存のための管理手続きの開発におけるすべての科学者のたゆまぬ努力に感謝したいと思います。しかし、我々は、拡大委員会がみなみまぐろ資源に関する適用可能な管理戦略について決定できないという、長期にわたる管理手続き開発のプロセスに一抹の懸念を感じています。管理手続きの最終化がさらに遅れることは、資源回復のための将来の努力を危険にさらすこととなります。我々は、技術作業部会が、最新化されたオペレーティングモデルをできるかぎり早期に完成させ作業を迅速に進めることを強く求めます。

CCSBTはみなみまぐろの保存とその漁業の管理を確保するため、排他的経済水域が漁業水域又はみなみまぐろが回遊する沿岸国を含め、みなみまぐろに実際に利害をもつすべての国を招くべきです。しかし、新規参入国のために漁獲制限を決定するにあたり、拡大委員会はすべての関連要因、特にそれらの国の過去のみなみまぐろ漁獲の歴史及びそれらの国がそれに対応して開発した漁業を考慮に入れるべきです。漁獲制限は、将来の漁業開発の可能性の希望又は期待から取得するものではなく、すでに自国の漁業を開発した国にのみ与えられるべきです。

終りにあたり、我々はこの先数日間、実りある結果を達成できるようすべてのメンバーと協力できることを期待しています。

有り難うございました。

日本のオープニングステートメント

先ず始めに、今回の会合開催のために様々な準備をされた韓国政府及び関係者の皆様に感謝申し上げます。また、様々な会合文書の作成・配布及び会合のための後方業務に尽力されたブライアン・マクドナルド事務局長ならびに事務局スタッフにも感謝申し上げます。

昨年の CCSBT10 から早くも1年が過ぎました。昨年は、7年ぶりにT A Cに合意するという非常に建設的な協議が行われました。我々は、今回の会合においてもこの建設的な姿勢を継続していけると信じています。

9月に開催された科学委員会開催において、みなみまぐろ資源が非常に憂慮されるべき状態にあるとの結果が出されました。C C S B Tは設立以来積極的にみなみまぐろ資源の保存管理に取り組み、メンバーはこの下で漁獲枠の大幅削減に耐えてきました。にもかかわらず、今回、資源評価がこのような結果に陥ってしまった事実を我々は非常に驚きを持って受け止めています。

このように資源が急速に悪化した原因は会議の場で明快な説明を受けれると期待しています。一方で、我々は、メンバーとして、このような状況を改善すべき責務を有していることも事実です。今次会合で我々は様々な措置の導入を図って行く必要に迫られています。この検討は以下の3つの観点から行われるべきと信じています。

第1点目は、「我々メンバー自身としてさらに出来るものは何か」との観点から、第2点目は「より効果的な非加盟国対策は何か」との観点から、そして第3点目は「産卵場を保護するための効果的措置は何か」との観点からです。

日本は、本資源の開発国として、また最大のマーケット国として、みなみまぐろ資源の保存管理のために積極的にこの議論に参加していく強い決意を有しております。

議長、繰り返しになりますが、昨年の年次会議で各メンバーが示した建設的な姿勢により4日後には今回の会合が成功裏に終了することを期待しています。

有り難うございます。

ニュージーランドのオープニング・ステートメント

おはようございます。再度我々を釜山に迎えてくださった主催国韓国に感謝します。

4月の委員会特別会合で私が述べた通り、ニュージーランドは、昨年我が国で行われた会合の結果に大変勇気づけられました。議長のリーダーシップの下、我が国代表団は今会合でも同じレベルの献身的努力、協力、合意が見られることを期待しています。

私は、本委員会の最初の協力的非加盟国フィリピンに特別の歓迎の意を表したいと思えます。この漁業に利害をもつすべての当事者がCCSBTに加盟することが、みなみまぐろの長期的な保存・管理に資することになると考えます。我が国代表団は、今週皆様と共に作業ができることを楽しみにしております。

ニュージーランドは、本委員会の将来には大きなチャレンジがあると考えています。CCSBT及びその拡大委員会のメンバーとして、我々は、今週の議論で、本委員会が設立された条約の中核となる目的に沿うという責任を持っています。それは、

「適切な管理を通じて、みなみまぐろの保存及び最適利用を確保するため・・・」です。

条約の目的で述べられている保存と利用という競合する目的の間の均衡を保つことはたやすいことではありません。管理上の決定、特にTAC及び国別割当の設定を実現するにあたり、多くの要因、特に、資源の状態に関する科学委員会からの助言を考慮しなければなりません。

しかし、条約で謳われた他の原則、我々が作業をしなければならない他のパラメータがあります。管理上の決定を行うにあたり、我々は、本委員会内でさらなる不公平を作り出さないよう図らなければなりません。

議長、我々の科学委員会及び独立科学部会は、資源の状態について我々に最良の助言及び懸念を伝えるため懸命な努力を払ってきました。ニュージーランドは、これらの懸念に共感し、この拡大委員会のメンバーは、そのような助言が我々に課す制約内で行動しなければならないと考えます。

以前の諸会合の中で、実際に1994年のCCSBT1で合意された相互了解書にさかのぼると、委員会は我が国の国別割当における増枠の資格を認めています。ニュージーランドが強くその増枠を求めないのは、みなみまぐろ資源の状態に関する現在の懸念及びすべてのみなみまぐろ漁業がCCSBTの範囲内で行われるよう確保する必要であったからです。

ニュージーランドは、1994年に国別割当が最初に合意されて以来、420トンという割当を遵守してきました。他の国が単に自国の漁獲を拡大している間、我が国は自国EEZ内における自国漁業の発達、又は漁業水域の拡大を抑制してきました。ニュージーランドは本委員会の責任ある加盟国でした。ところが、我が国のそのような自製の代価は、ニュージーランドの国別割当は継続的に不公平なものであったとすることを意味します。

従って我々は、拡大委員会が一年前のクライストチャーチにおいて本件に関し解決する必要のある懸案事項存と認めたことを歓迎しました。拡大委員会の要請に応じて、ニュー

ジューランドは、これらの問題を取り上げ、その解決策を提案する文書を作成しました。その文書はすべてのメンバーに配布されており、我々としては同文書で提起されている問題に皆様と共に取り組みたいと希望しています。

クライストチャーチの会合で拡大委員会は、現在の CCSBT の環境に適用する必要がある 1994 年相互了解書の「国別割当の原則」の存在を確かに認識しています。委員会は CCSBT1 了解書の字義通りの履行を求めませんでした。また、それは、ニュージーランドが配布文書で求めていることでも、今会合での議論で求めることではありません。

我々が論じていること、そしてこの委員会が取り上げなければならないことは、ニュージーランドがその国別割当以上の重要な要求を持っているということです。現在の割当は、沿岸国として我々の立場、我々の過去の保存努力、及び我が国 EEZ 内での漁獲可能量を反映していません。これらはすべて CCSBT 条約そのもの、また国際法に反映されている重要な割当上の原則です。

拡大委員会は CCSBT10 において、遅ればせながら管理手続きについての合意する文脈の中でこの問題の解決に取りかかりました。本件は引き続きニュージーランドの目的であり、委員会が達成することを我々が期待する点です。

本件及び今週議題に上っている他の多くの重要な問題に関する議論において、ニュージーランドは、これらが必要な場合に困難な管理上の決定を行う必要がある場合は、明確な責任をもって検討にあたる所存です。我々は全員この委員会の加盟国として、また圧力を受けている資源の国際的管理者として、我々が代表する業界の人々の利益にこれがどのように困難な影響を及ぼそうとも、回避または無視できないという責任を持つことを認識しなければなりません。時にそのような責任と責務は、規制担当者や政府関係者に業界との対応において困難に直面させることになると思われます。時には、それは政治的に困難な行動を必要とすることもあるでしょう。しかし、我々は委員会として、また個々のメンバーとして、我々の成功を判断する重要な点においては責務を果たす途上にあります。

ニュージーランドは、我々の漁業管理及びニュージーランド国籍の船の行動又は我が国の規制下にある船舶の行動を、この会合のテーブルに喜んで開示してもいいことを明言します。我々は他の国も同様の方向に進むように求めます。

議長、我々は今会合の議題において他の多くの重要な問題を抱えています。我々は直面する問題に対する運用可能かつ効果的な解決を見つけるため引き続き努力しなければなりません。我々は特に、管理手続きのプロセスに関する進展状況、さらにもっと広く言えば、科学委員会の作業に関し、科学委員会議長からの報告に関心を持っています。管理手続きの開発（これはニュージーランドが全面的に支持してきており、今後も支持する所存である）に幅広い努力と人的資源が投入されてきました。しかし、我々は、2005 年にこのプロセスを満足のいく結論へと導き、管理手続きと関連の諸問題についての合意に到達する必要があります。

議長、これらは我々の前に置かれた課題の一部にすぎません。TAC 及び国別割当に関する合意を達成し、その他の分野で実質的な進展を実現することにおいて成功した今年のクライストチャーチと同じように、議長が再び我々を導いてくださると我々は確信しています。我が国代表団と私は、今後数日間、建設的かつオープンに、そしてすべての代表団のメンバーの方々と協力しながら作業ができることを期待しています。

有り難うございました。

大韓民国のオープニング・ステートメント

代表団の皆様、ご列席の皆様、おはようございます。

韓国代表団は、拡大委員会のすべての参加者を心から釜山に歓迎致します。また、韓国の美しい秋の季節に、皆様と釜山で再びお会いできることを嬉しく思います。この会合の準備に献身的にたずさわった事務局のスタッフ全員に特別な感謝の念を表したいと思いません。

我々の協力的な努力はみなまぐる資源の保存と合理的利用を主眼としています。この点において、私は、すべての科学者と専門家及び CCSBT 科学委員会議長が資源評価及び管理手続きの分野で果たした貴重な役割に心から感謝したいと思いません。

しかし、科学者と専門家の多大な努力にもかかわらず、今会合で管理手続きの完成が達成できないことはまことに遺憾であります。とはいえ、韓国の諺で「遅く熟れた果実は長持ちする」と言うように、我々は信頼できる管理手続きを来年にはまとめられることを希望します。

韓国は、管理手続き完成後、TAC の変更を議論することを提案したいと思っています。科学的根拠のない TAC のその場しのぎの変更は適切でないため、今回この問題でコンセンサスを達成することはかなり困難だと思います。加えて、我々はクォータ・トレーディング、非加盟国に関する問題、漁獲監視制度など、取り上げなければならないいくつかの問題を抱えています。

再度、我々は、非加盟国が、本委員会が講じている保存管理措置を減殺する大きな脅威となっていることを念頭に置くべきです。我々は、非加盟国が委員会の保存・管理措置を遵守するように、我々の行動計画で定められている通り、より強力な漁獲監視制度及びその他の貿易措置を導入する必要があります。

このステートメントを終わる前に、ブライアン・マクドナルド事務局長、ロバート・ケネディー・データベース・マネジャーがそれぞれ契約を延長されたことに心からお祝い申し上げます。

すべての参加者と緊密な連携の下で作業を行い、建設的な議論ができることを期待しています。

皆様の釜山滞在が快適なものとなることを希望します。

有り難うございました。

フィリピンのオープニング・ステートメント

フィリピン代表団は、今回、協力的非加盟国として、みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）の第 11 回年次会合に参加することをうれしく思っております。我々は、委員会の保存管理措置、特に、拡大委員会、及び拡大科学委員会の「協力的非加盟国の資格を設定する決議」パラグラフ 4 と 5 に含まれる措置を遵守することを確約します。また、我々は、フィリピンの立場が協力的非加盟国から委員会加盟国に昇格されることを期待しています。

フィリピンは、総漁獲可能量及び同国への国別割当に関する議論で建設的な結果が出ることを期待しています。ご存知の通り、我が国は、年間 50 トンの漁獲枠を割り当てられてきました。第 10 回 CCSBT 年次会合での私のステートメントで、私は、我が国における小規模なみなみまぐろ漁業の業界について委員会に報告しました。しかし、昨年我が国で新たに設立されたみなみまぐろ業界の漁獲能力は明らかに既存の 2 倍の能力を持っていました。従って、我が国のみなみまぐろ業界を持続させるために、フィリピンの現行漁獲枠が増枠されるべきであると我々は考えます。本件に関する議論の間にこの申し出の根拠を提示する機会が与えられることを希望します。

フィリピンのみなみまぐろ業界の発展との関連で、また、資源をさらに減少させないために、近年話題となっているクォータトレーディングを強く支持します。クォータトレーディングは、メンバーと協力的非加盟国がその未利用の割当の一部を、割当を持つ他のメンバー又は非加盟国に移転することを可能にするもので、漁獲枠の利用を均一化する物であると考えます。

フィリピン代表団はまた我々が同様に重要と考えるその他の議論にも期待しています。これらは、新規加盟国の受け入れ、分担金算定方式、管理手続きなどです。

今回の議題にはありませんが、将来の議論で検討していただきたい一つの関心事項は、さまざまな地域漁業管理機関において開発途上国に与えている通常の考慮及び譲歩を委員会が採用する可能性についてです。私はこの点に関して過去の CCSBT 会合で要請を行いました。私は、この問題が今後の CCSBT 会合で議論されることを希望します。

有り難うございました。

南アフリカ共和国のオープニング・ステートメント

締約国、協力的非締約国の皆様、ご列席の皆様、

南アフリカの CCSBT との協力及びみなみまぐろの漁獲の可能性について

南アフリカ外務省は南アフリカを代表してご挨拶できることを光栄に思います。南アフリカは、環境・観光局長ホーストクラインシュミットの代表団が今会合に出席できないとみなみまぐろ保存委員会 (CCSBT) にお伝えしなければならないことを残念に思います。

南アフリカは、過去本委員会に対し、まぐろはえ縄セクターを開発する意向を伝えました。この意向は、2004/5 年漁期のためのはえ縄漁業許可 50 個を発給する前である現在行動に移されています。この漁業によってみなみまぐろ (以下、SBT) が漁獲されることを事前に本委員会に通知したいと思えます。この要請は、キャンベラで行われた第 9 回年次会合で、本委員会に対して行われたのと同様の意向の通知を繰り返すものです。

以前委員会に求めた漁獲枠の要請は、SBT が南アフリカ EEZ 内に生息し、毎年 100 トンわが国 EEZ 内で外国の大型はえ縄漁船により漁獲されている事実とは関係なく否定されました。遺憾ながら、過去の報告からわが国 EEZ に近接した水域で、SBT を対象とした南アフリカ漁船による漁獲量を決定することは可能ではありません。

さらに、南アフリカは、共有魚類資源の管理に関する FAO 専門家協議 (ノルウェー 2002) の結論のいくつかを再度指摘したいと思います。

「現在ある証拠に基づき、作業部会は、ゾーナルアタッチメント (魚種の生活史に対応した分布との関係、漁場分布、資源の利用度などを包括した概念) と過去の漁獲量をもっとも適切な基準であるとの結論を下した。ゾーナルアタッチメントは、EEZ (一つまたはそれ以上) 内において存在する資源にとって特に重要であると考えられ、一方で過去の漁獲量は、隣接する公海における資源の共有にとって特に重要であると判断された。過去の漁獲量が配分の基準として用いられるとき、さまざまな理由により、開発途上国は漁獲の歴史の利点を享受することができないかも知れぬ点を認識する必要がある。そのような場合、1982 年の国連海洋法条約及び 1995 年の国連公海漁業協定の双方によって認められている開発途上国に対する認知に従い特別な地位を考慮するべきである。境界にまたがって分布する資源に関する基準は、ストラドリング魚類資源と同様である。」

「過去の漁獲量に関する第二の問題は、EEZ 内の過去の漁獲量に関わるものである。問題は、沿岸国の資源の取り分を決定するにあたり、当該沿岸国の船団 (一つまたはそれ以上) による漁獲量のみが算定されるべきか、または、EEZ 内の外国船の漁獲量も含めるべきかということである。沿岸国の過去の漁獲量の記録を設定する場合、EEZ 内のすべての漁獲量を算定すべきであるというのがコンセンサスである。」

したがって、南アフリカは、まぐろはえ縄漁業を設定する固い意向をもっていること、さらに、SBT がわが国 EEZ 内に生息するため、この漁業でおそらく SBT を漁獲することを再度 CCSBT に伝えます。さらに、この漁業への参加者は、南アフリカ EEZ だけでなく公海においても漁業を行います。400 トンを超える SBT が南アフリカの 50 隻におよぶ大型はえ縄漁船の船団によって水揚げされる可能性があります。

従って南アフリカは、この機会に改めて、SBT を漁獲する意向をもっていること、また、この漁業において上限 250 トンの自主的漁獲制限を設定するかもしれないことを通知します。南アフリカは、持続可能な資源の利用及び責任ある漁業を遵守する決意をもっており、本委員会が採用している貿易情報手続きで義務付けられている通り本委員会にすべての SBT の漁獲を優先的に報告します。わが国は国別割当を受けていないため、漁獲制限を設定することは不可能ですが、すべての漁獲量を報告するつもりです。

漁獲割当を設定するためのガイドラインとして過去の漁獲経緯を CCSBT が優先的に利用しているため、委員会は南アフリカに対し漁獲実績の設定を強いるという受け入れ不能なことを要求しました。それは、おそらく資源の枯渇、及び CCSBT の資源回復努力に反する行動につながるでしょう。

したがって、南アフリカは、自国許可証で漁獲登録を行った漁船による SBT の最新の漁獲統計を報告します。

年	漁獲量 (k g)
2002	15,239
2003	7,321
2004	

結論として、南アフリカは、委員会のメンバーに対し FAO の専門家協議に注意を払い、また可能ならば唯一の割当基準としての過去の漁獲実績に関するその立場を見直すよう要請します。南アフリカは、自主的漁獲制限がまぐろはえ縄漁業の設定を妨げるものではないことを念頭に置き、上限 250 トンの自主的漁獲制限を宣言したいと考えています。

南アフリカは、責任ある漁業国として卓越した評価を受けています。また、科学計画だけでなく、自国の港における漁獲サンプリング及び監視において CCSBT との協力を申し出ています。南アフリカは、協力的非加盟国となるため、CCSBT との協力を拡大する意向であり、この資格を得るための省内承認手続きの草案はすでに作成されていることをお伝えします。

南アフリカは最近の、“Pisces”、“Apache 1”などの違法メロ漁船に対する取り締まりや共同検査監視活動を行うための南アフリカ発展途上諸国との協力協定に見られるように、南アフリカは、自国周辺水域における違法、無規制、無報告漁獲の防止、抑止、根絶において、先頭に立って努力しています。

南アフリカは、本件が委員会にとって価値ある追加措置となると考えます。また、貴重な SBT 資源を持続可能な形で漁獲するため CCSBT に参加したいと願っています。委員会が南アフリカに 250 トンという暫定漁獲割当を与えるならば、我々は CCSBT 締約国となるための委員会に許可を求めることをわが国所管大臣に要請する努力を払う所存です。

敬具

みなみまぐろ保存委員会

改訂一般予算 - 2004年

収入

	2004	2004 修正予算	差額
加盟国分担金	1,302,082	1,302,082	0
日本	472,137	472,137	0
オーストラリア	420,165	420,165	0
ニュージーランド	105,410	105,410	0
韓国	152,185	152,185	0
漁業団体台湾	152,185	152,185	0
職員所得税	110,000	92,000	-18,000
2003年からの繰越金	313,368	313,368	0
積立金利息収入	15,000	20,000	5,000
2003年ERS予算からの繰越	0	65,000	65,000
総収入額	1,740,450	1,792,450	52,000

支出

年次会合 (CCSBT11)	88,950	74,950	14,000
通訳費用	27,500	27,500	0
会場借料	9,600	9,600	0
機材借料	11,000	6,000	5,000
その他の費用 (SC議長の年次会合への出席を含む)	28,850	28,850	0
出版と翻訳費用	3,000	3,000	0
インドネシアの年次会合出席に伴う費用	9,000	0	9,000
委員会特別会合と第3回管理手続ワークショップ	252,890	220,156	32,734
通訳費用	42,700	42,343	357
会場借料	22,800	12,257	10,543
機材借料	18,300	15,164	3,136
コンサルタントの雇用費	148,890	133,730	15,160
出版と翻訳 / その他の費用	20,200	11,727	8,473
インドネシアの会合出席に伴う費用	0	4,935	-4,935
第9回SC / 第5回SAG	297,310	275,006	22,304
通訳費用	50,000	41,546	8,454
会場借料	18,200	14,350	3,850
機材借料	20,600	22,700	-2,100
コンサルタントの雇用費 / SAG議長、SC議長、諮問パネル	176,410	176,410	0
その他の費用	13,000	13,000	0
出版と翻訳費用	7,000	7,000	0
インドネシアの会合出席に伴う費用	12,100	0	12,100
補助委員会	56,300	36,940	19,360
第5回生態学的関連種作業部会	56,300	36,940	19,360
特別プロジェクト	173,500	205,486	-31,986
管理戦略開発	58,000	48,000	10,000
SRPに関する閉会期間中作業	32,000	26,000	6,000
標識放流計画調整費	83,500	72,000	11,500
ERSパンフレットの作成	0	59,486	-59,486
事務局経費	783,000	732,500	50,500
事務局職員経費	439,000	427,000	12,000
職員所得税	110,000	92,000	18,000
職員の年金/社会保障	87,000	75,000	12,000
職員の保障・保険・旅行保険/物品保険	20,000	17,500	2,500
旅行/運搬費-海外及び国内	89,000	85,000	4,000
その他、委員会の報告書の翻訳	24,000	18,000	6,000
訓練	2,000	2,000	0
専門職員の異動に伴う経費—採用/離任			
一時帰国手当て、本国帰国経費及び移転費	12,000	8,000	4,000
その他臨時職員費用	0	8,000	-8,000
事務所管理費	98,500	81,000	17,500
事務所賃貸料	34,000	33,000	1,000
事務所の運営経費	35,000	30,000	5,000
物品購入費	10,000	8,500	1,500
通信費	12,000	7,500	4,500
その他	7,500	2,000	5,500
総支出額	1,750,450	1,626,038	124,412

みなみまぐる保存委員会

改訂 2004年 特別予算-1 [SRP 標識放流計画 (表層漁業)]

	見積もり 2004
収入	
メンバー分担金	479,106
日本	173,725
オーストラリア	154,601
韓国	55,997
漁業団体台湾	55,997
ニュージーランド	38,786
CCSBT表層漁業標識放流計画に関する2003年特別基金からの繰越金	6,078
東海岸標識放流試験計画に関する特別基金からの利益	76,141
総収入額	561,325
支出	
標識総着費	
標識放流用船費	305,750
標識購入費	229,825
総支出額	535,575
2005年への繰越金	25,750

2004年特別予算 - 2

収入

死亡魚の売上金	50,223
オーストラリアからの拠出金	277,192
消費税の還元	27,719
総収入額	355,134

支出

用船費用	304,911
------	---------

2005年への繰越金	50,223
-------------------	---------------

みなみまぐる保存委員会
一般予算 - 2005 (CCSBT11)
見積もり

収入

	2006 暫定値	2005	2004 修正予算	差額
加盟国分担金	1,449,408	1,302,082	1,302,082	0
日本	525,557	472,137	472,137	0
オーストラリア	467,705	420,165	420,165	0
ニュージーランド	117,337	105,410	105,410	0
韓国	169,404	152,185	152,185	0
漁業団体台湾	169,404	152,185	152,185	0
職員所得税	95,000	95,000	92,000	3,000
2004年繰越金	0	166,412	313,368	-146,956
積立金利息収入	13,000	20,000	20,000	0
事務局積立金からの歳入(一部)	0	83,986	0	83,986
2002年ERS予算からの繰越	0	0	65,000	-65,000
総収入額	1,557,408	1,667,480	1,792,450	-124,970

支出

年次会合-(CCSBT12)		96,630	74,950	21,680	
通訳費用		36,000	27,500	8,500	
会場借料		11,400	9,600	1,800	
機材借料		11,000	6,000	5,000	
その他の費用(SC議長の年次会合への出席を含む)		28,110	28,850	-740	
出版と翻訳費用		3,000	3,000	0	
インドネシアの年次会合出席に伴う費用		3,620	0	3,620	
成田での小会議費用		3,500	0	3,500	
第10回SC/第6回SAG		299,195	275,006	24,189	
通訳費用		47,490	41,546	5,944	
会場借料		18,200	14,350	3,850	
機材借料		21,000	22,700	-1,700	
コンサルタントの雇用(SAG議長、SC議長、諮問パネル)		185,485	176,410	9,075	
その他の費用		14,000	13,000	1,000	
出版と翻訳費用		7,000	7,000	0	
インドネシアのSC/SAG会議出席の費用		3,520	0	3,520	
成田での小会議費用		2,500	0	2,500	
補助委員会		211,655	257,096	-45,441	
第4回MP & 特別諮問会議		211,655	220,156	-8,501	
第6回ERSワーキンググループ		0	36,940	-36,940	
特別プロジェクト		180,000	179,486	514	
管理手続きテクニカルワークショップ		40,000	0	40,000	
管理戦略開発		40,000	48,000	-8,000	
標識放流計画調整費		100,000	72,000	28,000	
ERSパンフレットの作成		0	59,486	-59,486	
事務局経費		788,000	732,500	55,500	
事務局職員経費		450,000	427,000	23,000	
職員所得税		95,000	92,000	3,000	
職員の年金・社会保障		83,000	75,000	8,000	
職員の保障・保険・旅行保険・物品保険		21,000	17,500	3,500	
旅行/運搬費-海外及び国内		95,000	85,000	10,000	
その他の委員会の報告書の翻訳		20,000	18,000	2,000	
訓練		2,000	2,000	0	
専門職員の一時的帰国手当て、本国帰国経費及び移転費		12,000	8,000	4,000	
その他の雇用に関する費用		10,000	8,000	2,000	
事務所管理費		92,000	81,000	11,000	
事務所賃貸料		37,000	33,000	4,000	
事務所の運営費		32,000	30,000	2,000	
物品購入費		10,000	8,500	1,500	
電話/通信費		9,000	7,500	1,500	
その他		4,000	2,000	2,000	
総支出額		1,557,408	1,667,480	1,600,038	67,442

* この予算に使用した為替レートはA\$=US\$0.65

みなみまぐる保存委員会

2005年特別予算-1 [SRP標識放流計画(表層漁業)]

	見積もり 2005
収入	
メンバー分担金	498,027
日本	180,586
オーストラリア	160,707
韓国	58,208
漁業団体台湾	58,208
ニュージーランド	40,318
東海岸標識放流試験計画に関する2004年特別基金からの繰越金	25,750
東海岸標識放流試験計画に関する特別基金からの利益	50,223
総収入額	574,000
支出	
標識装着費	574,000
標識放流用船費	334,000
標識購入費	240,000
総支出額	574,000

2002-03 年漁期のオーストラリアの SBT 漁業の最新情報

1. 序文

この報告は、2002/03 漁獲年（注 1）におけるオーストラリアのミナミマグロ（*Thunnus maccoyii*；以下、SBT）漁業の漁獲量及び漁業活動を要約するものである。また、オーストラリアの SBT 漁業の歴史の要約も提供する。Caton（1995）らは、当該漁業のより詳細な歴史的記述を行っている。2002-03 漁獲年（2002 年 12 月 1 日から 2003 年 11 月 30 日）のオーストラリアの国内 SBT 漁獲量は 5391 トンであった。2002-03 年度の数字は、同期に二人の操業者が個別割当を超過したため、先に合意されたオーストラリアの国別割当 5,265 トンを超過している。これは、2003-04 年漁期の初めに関連の操業者から過剰漁獲分を差し引くことで対処された。

2. 漁獲量に関する操業上の制約

規制措置

オーストラリアの商業 SBT 漁獲は総漁獲可能量（TAC）の下で管理されている。この TAC は、1995 年 SBT 管理計画の下での法定漁業権（SFRs）で与えられている個別移転可能漁獲枠（ITQs）から成っている。

オーストラリアは、国内はえ縄漁業における SBT の偶発的漁獲を引き下げするため、漁区制限の取り決めを引き続き実施している。SBT の好漁場での偶発的漁獲をカバーするだけの十分な漁獲枠をもたないはえ縄漁業者は当該水域で操業することを禁じられている。入漁が認められた操業者は、VMS 及びオブザーバー監視など一連の追加監視・遵守条件の対象となる。

3. 漁獲量及び努力量

2002/03 年には、オーストラリアの SBT 漁獲量の 99.7 パーセントがまき網漁業で漁獲され、残りははえ縄で漁獲された。1988-89 漁獲年から 2002-03 漁獲年までの漁具別、国別のオーストラリアの漁獲量は表 1 に示されている。2002 年と 2003 年（暦年）のオーストラリアの SBT 漁獲量はそれぞれ図 1 及び図 2 に示されている。

4. 過去の漁獲量及び努力量

経緯

SBT の引縄漁獲はオーストラリアの東沿岸沖において 1920 年代には報告されている。しかし、SBT の顕著な商業漁獲は、西オーストラリアとニュー・サウス・ウェールズ沖で、生餌を用いる一本釣り漁業の定着とともに 1950 年代はじめに台頭し、また西オーストラリア（1970 年）でも始まった。その後、まき網漁業が主要な漁法として一本釣りに取って代わり、1982 年には漁獲量は 21500 トンのピークを迎えた。この初期のオーストラリアの SBT 漁獲の大部分は缶詰加工用であった。1983-84 年の漁獲枠削減の後、小型幼魚を対象とする西オーストラリアの一本釣り漁業が閉鎖され、日本の刺身市場に供給するための大型幼魚を漁獲対象とする南東部における漁業が始まった。オーストラリアの割当（TAC）の約半分を日豪合弁事業で漁獲していた 1989～1995 年の間に漁獲量はさらに削減された。合弁事業は 1995 年末に停止された。1992～1998 年まで、タスマニア及びニュー・サウス・ウェールズ沖で操業する国内はえ縄漁船は、オーストラリアの割当の約 5-10 パーセントを漁獲していた。

1990～91 年に、約 20 トンの SBT が、その価値を高める目的で南オーストラリアのポート・リンカーンの蓄養生簀に移送された。これらの「蓄養」は、1991～92 年のオーストラリアの割当の 3 パーセントから、1999～00 年の 98 パーセントへと増加し、それ以来そのレベルかそれを上回るレベルに留まっている。

1979 年のオーストラリア漁業水域（AFZ）の宣言の後から、CCSBT 内での全世界 TAC に関する合意が

達成されず、すべての日本まぐろはえ縄船が AFZ から排除された 1997 年まで、日本は二国間協定の条件である VMS の搭載及び合弁方式で操業を行った。Caton and Ward (1996) は、1979-80 年から 1994-95 年までの AFZ における二国間協定に基づくはえ縄の操業に関する年間の補助協定の写しを提供している。

最近の漁期

2002 年と 2003 年（暦年）のオーストラリアの国内 SBT 漁獲量はそれぞれ 4711 トン及び 5822 トンであった。2003 暦年の漁獲量は、二つの漁獲年における期間からの漁獲量の集合であったため、先に合意されたオーストラリアの国別割当 5265 トンより大きい。2001-02 漁獲年の漁獲量は、5262 トンであり、一方、2002-03 漁獲年の漁獲量は、5391 トンであった。2002-03 年の数字は、同漁期に二人の漁獲枠保有者が割当を超過する漁獲を行ったため、先に合意されたオーストラリアへの国別割当を上回っている。これには、2003-04 年の割当から超過漁獲分を差し引くことによって対処された。

5. 年間の船団規模及び分布

2002-03 年には、全体で 26 隻の商業漁船がオーストラリア水域で SBT の水揚げを行った。

南オーストラリア

南オーストラリアのオーストラリア大湾東部の海面水域で、春季後期から秋まで群を形成する 1 歳から 5 歳までの SBT が、2002-03 漁獲年には 7 隻のまき網漁船によって漁獲された。様々な生餌船、伝馬及び給餌船もこの漁業に使用されている。漁獲は、2002 年 12 月初旬に始まり、2003 年 3 月下旬に終了した。

西オーストラリア

4 隻のはえ縄船が 2002-03 年に西オーストラリア沖で SBT を漁獲した。機密上の理由から、すべての漁獲は、ニュー・サウス・ウェールズのはえ縄漁獲量に組み入れられている。西オーストラリアにおけるはえ縄漁業は、2003 年 7 月に始まり、2003 年 11 月に終了した。

ニュー・サウス・ウェールズ

2002-03 年に、15 隻の国内はえ縄船が冬期のニュー・サウス・ウェールズ沖において深縄で、若魚と成魚を対象に操業を行った。ニュー・サウス・ウェールズ沖のはえ縄漁業は、2003 年 6 月に始まり 2003 年 10 月に終了した。

6. 過去の船団規模及び分布

オーストラリアは、1950 年代初頭に、ニュー・サウス・ウェールズ及び南オーストラリア沖で、後に（1970 年）西オーストラリア沖で SBT の漁獲を開始した。歴史的にオーストラリアの漁獲の大部分が缶詰用に加工されていた。1980 年代中期から後期に至るまで漸次オーストラリアの漁獲は、日本の刺身市場への供給に集中し、オーストラリア大湾で日本の冷凍船に転載される漁獲量がますます増えた。

TAC14 500 トンに基づくオーストラリアの TAC は 1984 年の ITQ ベースの管理計画の導入により漁獲枠の所有権の再配分につながった。1980 年代後期に、オーストラリアの漁獲枠が 5265 トンに削減されたことで、さらなる再構築につながった。1990 年から 1994 年まで、オーストラリアの漁獲枠のおよそ半分が日豪合弁事業のはえ縄船によって漁獲された。1995 年の合弁事業取り決めの終了と共に、オーストラリアの漁獲は再び表層漁業に集中し、一本釣りにより鮮魚冷凍刺身市場への供給が行われ、まき網漁船は蓄養用に SBT を供給するようになった。1992 年以来、蓄養操業の下で漁獲される SBT の数が漸次増加している。2002-03 年漁期では蓄養はオーストラリアの漁獲枠の 99 パーセント以上を利用している。

7. 漁業監視

漁業者及び魚類受け取り業者が法律によって記載が義務付けられている一連の航海日誌及び漁獲記録があり、これは監視、遵守及び調査の目的で漁業管理庁に送付されている。各航海日誌は、遠洋はえ縄、まき網、小規模一本釣り/引縄といったさまざまな SBT の漁業種類ごとに様式が定められている。航海日誌及び漁獲物投棄記録などのデータは、その記録ごとに定められている指定期間内に漁業管理

庁に提出しなければならない。このデータの検証については少なくとも漁業管理庁監督担当職員により一年かけ調査されるが、場合によっては必要に応じて検証される。SBT 漁業における監視の取り決めは、監視と遵守を改善するために引き続きレビューを受け改善されている。

漁獲物投棄記録

SBT の漁獲物投棄記録は、蓄養以外の目的で漁業者により漁獲された SBT を記録するためのものであり、荷降し直後に漁権所有者及び最初の荷受人により署名される。漁獲物投棄記録は、航海日誌データを検証する手段となる。

オーストラリアの日別漁獲記録及び蓄養場移送日誌

蓄養のための SBT まき網漁業において、（漁獲枠が割当られた）漁獲船の船長は、蓄養用 SBT についてのみ、オーストラリアまき網・一本釣り漁獲日誌の記載を義務付けられている。その後、蓄養場移送日誌と呼ばれる特定日誌が SBT 運搬船許可証の保持者またはその代表により記載され、魚類が曳航生簀から蓄養場生簀に移送される時、尾数を算定する監視会社に提供される。

蓄養場廃棄記録

SBT の蓄養を支援する SBT 漁業の調査、監視、遵守を可能にするデータ取得の具体的な方法が考えられた。独立の一社が毎年漁業管理庁と契約し、40 尾の魚のサンプルをとり、その後、曳航生簀から蓄養生簀へと移されるすべての SBT をビデオで算定する。漁獲魚のこの算定は、40 尾のサンプルから抽出された平均魚体重で乗ぜられ、操業者の漁獲枠所有分から差し引かれる。漁獲及び曳航中の間のすべての死亡数も特定のフォームに記録しなければならない。漁業管理庁監督官が、遵守計画の一部に従い手続き及び手順を観察するため蓄養曳航船に定期的に乗船する。

オブザーバー計画

まき網及びはえ縄漁業のためのオブザーバー計画が 2002-2003 年漁期に実施され、漁獲量と努力量の 10 パーセント以上のカバー率を実現した。2004 年のオブザーバー計画の詳細については第 9 回科学委員会会合のオーストラリアの 2002-03 年 SBT 漁期報告の別添 1 に掲載されている。

季節的漁区規制

ニュー・サウス・ウェールズ及び西オーストラリア沖におけるはえ縄漁船による SBT の漁獲枠以外の漁獲を最小限に抑えるため、2000 年以来ニュー・サウス・ウェールズで、また西オーストラリアでは 2001 年以来、漁獲枠を保有する漁船に対し、SBT が回遊する水域への入漁を規制してきた。

8. その他の要因

輸入/輸出統計

すべての輸出されたオーストラリアの SBT を記録する貿易情報制度（TIS）が実施され、改善されてきた。TIS の書類は、製品がオーストラリアから輸出される前に、委託先の輸出登録機関の認可を受けた署名者によって記入され、それから政府担当官により検証される。このフォームは蓄養及び非蓄養 SBT の双方に使われる。この制度は日本の輸入統計と対比できる SBT 輸出の完全な記録を提供する。

市場

オーストラリアの SBT 漁獲量の 95 パーセント以上が日本に輸出される。

（注）1. 「暦年」「漁期」「漁獲年」などの様々な期間がオーストラリアの SBT 漁業を記述する際に使用されている。別様に示されていないかぎり、我々は、この報告では漁獲年を用いた。しかし、様々な漁業構成要因からなるので漁期は複数の漁獲年にわたることに注意する必要がある。オーストラリアの漁獲年の開始日及び終了日は異なる場合があり、それは付属文書 1 に記載されている。

割当年	西オーストラリア		南オーストラリア		ニューサウスウェールズ		タスマニア		大型まぐろはえ縄			オーストラリア合計			合計全ての漁業				
	アルバ一本釣一本釣り	エスペラ一本釣り	はえ縄	合計	一本釣とまき網	養殖生け簀	はえ縄	合計	一本釣とまき網	はえ縄	合計	豪用船	合併事業	合計		国内表層	国内はえ縄	合計はえ縄	RTMP
1988-89	204	221	0	425	4872	0	0	4872	0	1	2	0	684	684	5299	1	685	0	5984
1989-90	133	97	0	230	4199	0	0	4199	0	6	14	0	400	400	4443	6	406	0	4849
1990-91	175	45	0	220	2588	0	0	2588	0	15	57	0	881	1136	2865	15	1151	#300	4316
1991-92	17	0	0	17	1629	138	14	1781	34	90	36	20	2057	2116	1854	124	2240	800	4894
1992-93	0	0	0	0	716	722	68	1506	16	238	23	44	67	2735	1477	350	3085	650	5212
1993-94	0	0	0	0	621	1294	55	1970	0	286	7	105	112	2299	1922	446	2745	270	4937
1994-95	0	0	0	0	908	1954	2	2864	0	157	4	109	113	1295	2866	268	1563	650	5080
1995-96	0	0	0	0	1447	3362	0	4809	28	89	0	262	262	0	4837	351	351	0	5188
1996-97	0	0	0	0	2000	2498	0	4497	7	229	2	242	244	0	4507	472	472	0	4978
1997-98	0	0	0	0	916	3488	0	4403	0	475	10	219	219	0	4433	664	664	0	5097
1998-99	0	0	0	0	28	4991	0	5018	0	97	10	116	116	0	5016	216	216	0	5232
1999-00	0	0	0	0	0	5130	13	5143	0	114	0	10	0	0	5130	127	127	0	5257
2000-01	0	0	0	0	0	5162	6	5168	0	32	0	10	0	0	5162	38	38	0	5247
2001-02	0	0	0	7	0	5234	0	5234	0	*22	0	10	0	0	5234	29	29	0	5262
2002-03	0	0	0	0	0	5375	0	5375	0	17	0	0	0	0	5375	17	17	0	5391

1990-90年には700tのオーストラリアの割当が凍結（非配分）されたことに注意。

^ 1997-98年と1998-99年の西オーストラリアと南オーストラリアの非畜養漁獲は南オーストラリア一本釣り及びまき網漁獲に含まれる。1999-00年と2000-01年には西オーストラリアのはえ縄の漁獲は機密性によりニューサウスウェールズのはえ縄漁獲となっている。

~ 1997-98年と1998-99年のニューサウスウェールズの本釣り及びまき網の漁獲は、機密性によりニューサウスウェールズのはえ縄の漁獲に含まれる。

! 1997-98と1998-99年のタスマニアの引き縄の漁獲はタスマニアのはえ縄に含まれている。1999-00年と、2000-01年及び2001-02年のタスマニアのはえ縄の漁獲量は機密性によりニューサウスウェールズのはえ縄の漁獲に含まれている。

* 2001-02年のニューサウスウェールズのはえ縄の漁獲には機密性によりクイーンズランドのはえ縄の漁獲も含まれる。

≈ 2002-03年の西オーストラリアのはえ縄の漁獲量は機密性によりニューサウスウェールズのはえ縄の漁獲に含まれている。2003-03年の漁獲超過分の説明についてはこの報告書の序文に記載。

表1：1988-89年から2002-03年までの漁獲年の漁業種類及び州ごとの漁獲量

図 1: 2002 年におけるオーストラリアの SBT 漁獲

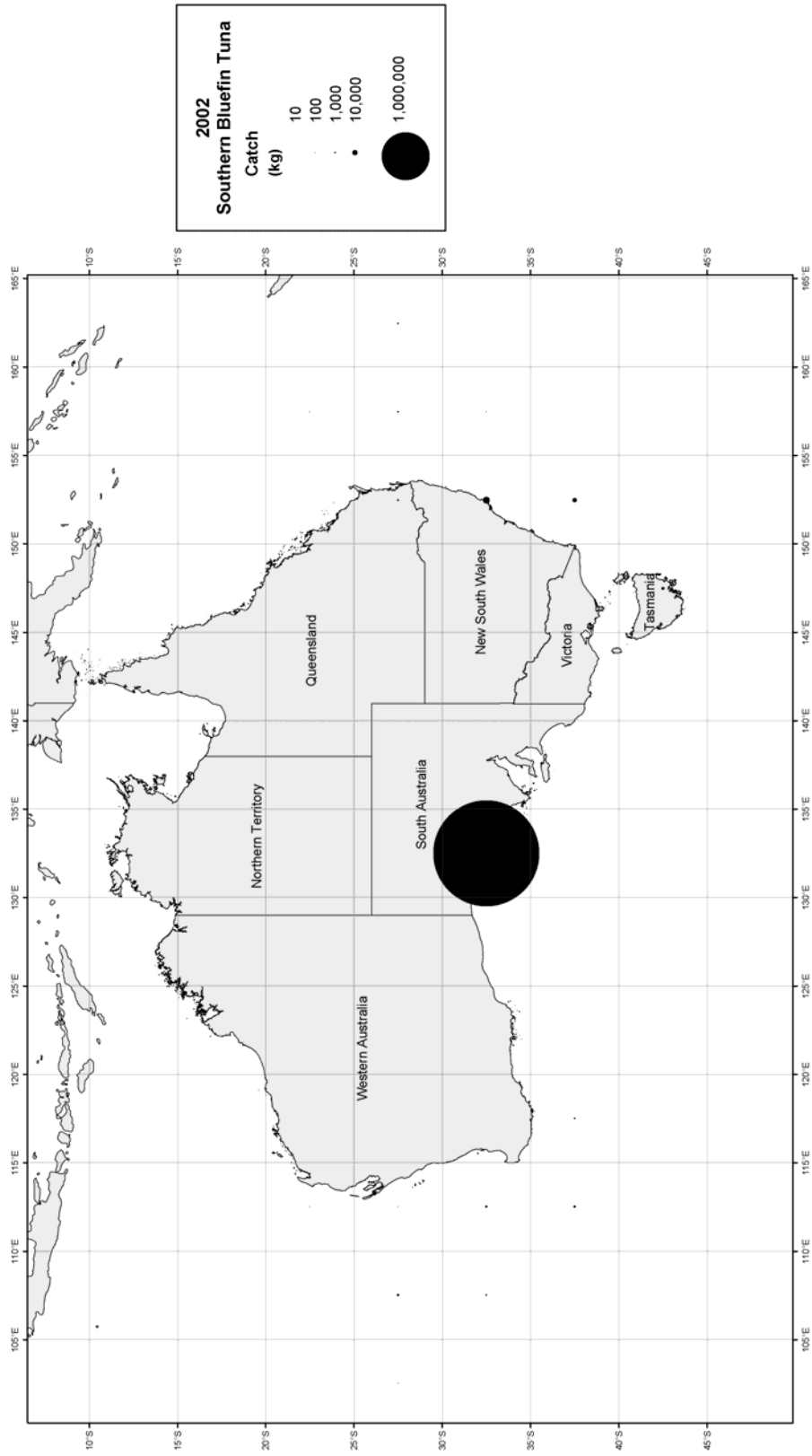
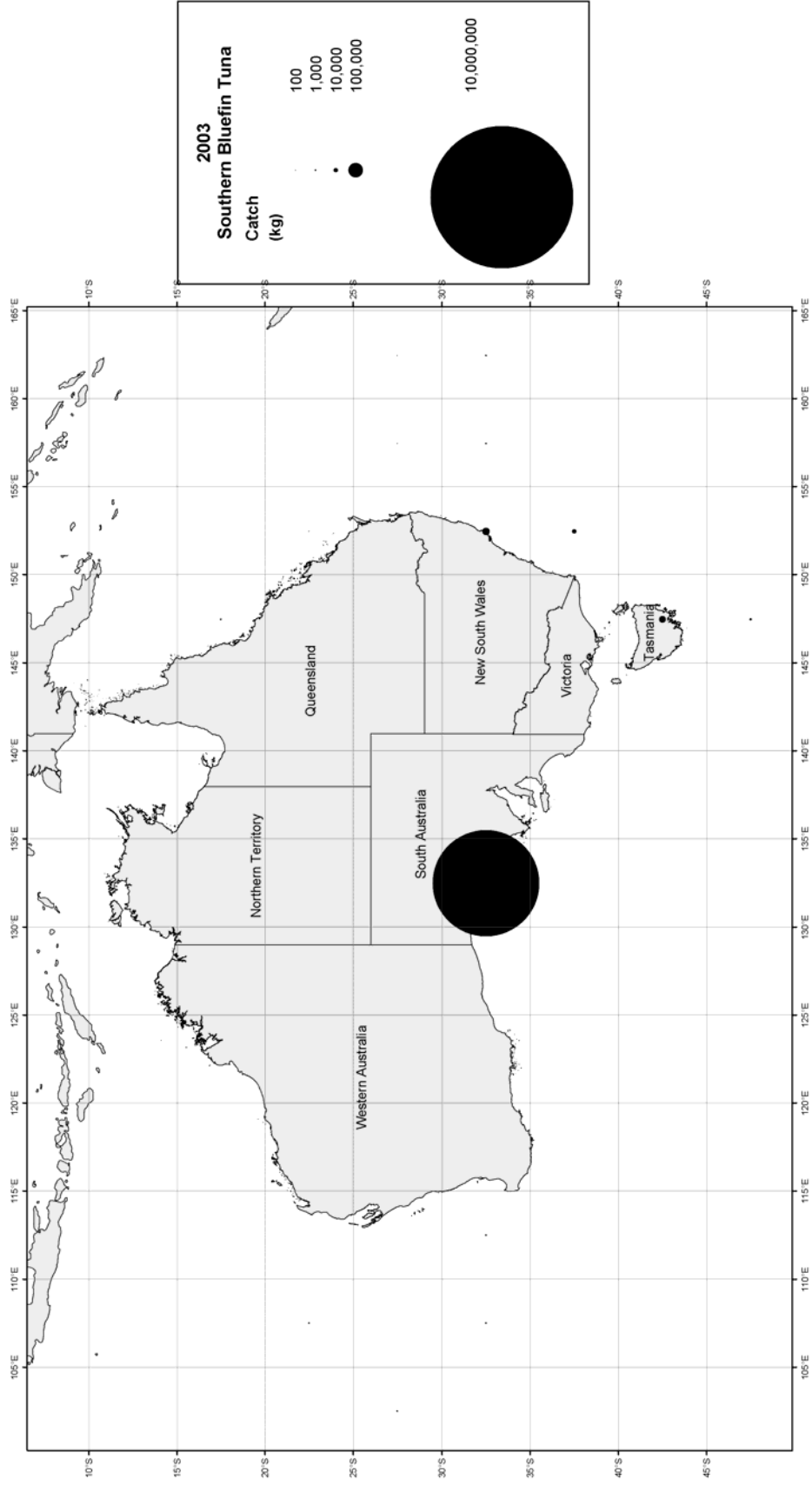


図 2: 2003 年におけるオーストラリアの SBT 漁獲



2003/2004 年の台湾の SBT 漁業のレビュー

1. 序文

台湾は、伝統的に、1970 年代から、SBT（以下、SBT）を漁獲してきた。SBT は、一部季節的対象漁業により、また一部ピンナガノメバチ漁業の混獲物として漁獲された。季節的対象漁業は、主に、冷凍施設をもつはえ縄船により 30°S-35°S 付近の水域で、二つの期間にわたり実施された。つまり、一つは、6 月から 9 月まで、もう一つは 10 月から 2 月までである。しかし、周年の対象漁業はいまだ実施されていない。2003 年の年間漁獲量は、予備値として 1,128 トンと推定された。

2. 努力量に関する操業上の制限

規制措置

台湾は 2002 年に CCSBT の拡大委員会のメンバーになり、1,140 トンの国別漁獲制限に同意した。季節的 SBT 対象漁業及び SBT の混獲漁船の二つのグループが差別化され、これら許可を受けた漁船のそれぞれは、個別漁獲枠を割り当てられている。各漁船は、SBT 対象または混獲漁業にせよ、台湾マグロ協会に登録することが義務付けられている。そしてそれらの漁船は SBT を漁獲する前に、政府の審査及び許可を受ける必要がある。2003 年には、年間漁獲量の約 95 パーセントが、季節的に SBT を漁獲対象とする漁船に割り当てられ、残りの 5 パーセントが混獲漁船に割り当てられた。

SBT に関する漁獲情報を速やかに収集し、SBT の自発的漁獲制限内に SBT の総漁獲量を管理するために、SBT を漁獲するすべての船は、1996 年以来、SBT の漁獲重量及び漁獲場所について、毎週、漁業当局に報告すること（週間報告）が義務付けられた。この制度は、各漁獲魚の体長測定を含め、より正確な漁獲情報を得るために、2002 年に改善された。台湾は、TIS（貿易情報スキーム）を遵守するため、2000 年 6 月から SBT の輸出のための SBT 統計証明の発行を行った。SBT を漁獲するすべての船はまた、2002 年から、漁船の位置を監視センターに知らせるための VMS（漁船監視システム）の装備を義務付けられている。産卵資源保護のため、SBT の産卵水域での漁獲は禁止され、同水域からのいかなる漁獲物にも TIS は発行されない。

3. 漁獲量及び努力量

2003 年漁期に、1,140 トンという漁獲制限が設定され、季節的 SBT 対象漁業及び混獲漁業を含め、101 隻の漁船が漁獲した実際の漁獲量は 1,128 トンであった。台湾の SBT 漁獲量の約 93 パーセントがインド洋南部及び中部で漁獲され、7 パーセントが大西洋の東境界線に及びインド洋南部及び西部で漁獲された。季節的 SBT 対象漁業または混獲漁業として、2004 年におよそ 134 隻が許可された。

4. 過去の漁獲量及び努力量

1980 年代初頭の年間の SBT 漁獲量は、250 トン以下と比較的小規模であった。まぐろはえ縄船団の漁場の拡大とともに、その後の年間漁獲量の増加は顕著であった。1989 年と 1992 年の間 SBT の漁獲量は目覚しく増加し 1,100 トンを超過した。そのうち、流網漁業が漁獲量 4 分の 1 を占めた。国連決議の遵守により 1993 年以降の公海における流し網漁業が禁止となったため、SBT の年間漁獲量は安定的レベルに戻り、過去 10 年は、800 トンから 1,600 トンの間を推移した（表 1）。

商業漁業から収集された情報に基づけば、SBT のサイズは、1995-1997 年には、20-45kg であった。1998-1999 年の魚体サイズは、先の年と同様のおよそ 20-50kg であった。

5. 年間船団規模及び分布

2003年に、101隻のはえ縄漁船がSBTの漁獲を許可され、そのうち92隻がインド洋で操業した。残りの9隻は大西洋で操業した。これら船団の漁場は、主に、20°S 40°Sの水域であった。6月から9月まではインド洋南部及び中部、10月から翌年の2月までは、大西洋の東部境界線に及びインド洋南部及び西部に分布していた。

6. 過去の船団規模及び分布

1992年以降は、SBTは、3大洋、主にインド洋で、はえ縄漁業により漁獲された。漁船及び貿易業者の情報からの週ごとの報告によれば、およそ140隻の台湾の遠洋はえ縄漁船が1998-2002年の間、毎年SBTを水揚げした。そのほとんどがインド洋で操業した。

7. 漁業の監視

以下の措置を通じて、漁業をよりよく理解し、監視するために、集中的努力が継続的に払われた。

1. SBT漁獲に関する週ごとの報告が、台湾マグロ協会を通じ、水産庁に提出することが義務付けられている。2002年から、SBT統計証明を申請するために、週ごとの報告には、漁獲量、操業位置、投棄量など日ごとの記録の提供が義務付けられてきた。

2. 2002年4月から、SBTを漁獲する漁船には、漁船の位置を監視するため、VMSの装備が各船に義務付けられている。

3. 実験的な科学オブザーバー計画が2003年から開始された。

4. より最新の、かつ、詳細な漁獲情報を収集するため、TIS計画が実施されてきた。申請者は、TIS文書の申請をすると同時に、積荷運搬船が発行する転載文書の提出が義務付けられている。漁獲物を日本に荷降しした後、申請者は、漁獲統計のさらなる検証のため、日本の税関が発行する荷降し文書を水産庁に提出することが義務付けられている。

8. その他の要因

市場

現在台湾船が漁獲するSBTは主に、日本の刺身市場に輸出されている。十分な超低温冷凍設備が不足しており、また国内消費が少ないため、台湾の国内SBT市場は2003年ではまだ低レベルにある。

表1 1971-2003年の台湾の遠洋はえ縄漁業及び流し網漁業による SBT の年間漁獲量(2003年のデータは予備値である。)

単位：平方トン

年	遠洋はえ縄	流し網	合計
1971	30		30
1972	70		70
1973	90		90
1974	100		100
1975	15		15
1976	15		15
1977	5		5
1978	80		80
1979	53		53
1980	64		64
1981	92		92
1982	171	11	182
1983	149	12	161
1984	244	0	244
1985	174	67	241
1986	433	81	514
1987	623	87	710
1988	622	234	856
1989	1,076	319	1,395
1990	872	305	1,177
1991	1,353	107	1,460
1992	1,219	3	1,222
1993	958		958
1994	1,020		1,020
1995	1,431		1,431
1996	1,467		1,467
1997	872		872
1998	1,446		1,446
1999	1,513		1,513
2000	1,448		1,448
2001	1,580		1,580
2002	1,137		1,137
2003*	1,128		1,128

2003 年漁期の日本のみなまぐろ漁業のレビュー

1. 要約

- (1) 2003 年漁期（2003 年 3 月 1 日から 2004 年 2 月 29 日）のみなまぐろ（以下、SBT）の総漁獲量は、5,570 トンであった。
- (2) 日本の遠洋まぐろはえ縄業界は、国内の不況が長引き、まぐろ輸入が引き続き高水準で推移したため、まぐろの需要の落ち込みによる価格下落から厳しい経営状況に直面している。

2. SBT の漁獲量及び努力量の管理

- (1) 日本政府は、CCSBT で合意された TAC 及び国別割当に基づいて、各漁期の SBT 漁獲を管理してきた。
- (2) 2003 年漁期の漁獲操業は、5,839 トンという漁獲制限で設定された。これは CCSBT 委員会でこの漁期の合意が達成されなかったため、自発的漁獲制限 6,065 トンから 226 トンを差し引いた量である。
- (3) さらに日本政府は、産卵水域及び幼魚を保護するため時期 / 水域閉鎖を実施した。
- (4) 毎年、日本の業界は、三つの小漁業区域（タスマニア / シドニー沖の公海、ケープタウン沖、インド洋南部）について操業開始日を設定し、小漁業区域の漁船の総数を制限している。

3. 2003 年漁期の漁獲量及び努力量（付属文書 1 を参照）

2003 年漁期に、日本の漁船による実際の漁獲総量は船数 221 隻による 5,770 トンであった。

この量は、次の 3 つの小地域に分割される。タスマニア / シドニー沖公海：53 隻、1,556 トン；ケープタウン沖公海、105 隻 2,884 トン、インド洋南部公海、63 隻、1,074 トンであった。混獲量は 257 トンであった。

4. 過去の漁獲量及び努力量（付属文書 1 参照）

- (1) 1999 年漁期に、日本政府は、漁獲制限を 6,065 トンに設定した。これは、本委員会による TAC に関する決定がなかったため 1998 年漁期と同じであった。しかし、日本が実施した試験操業に関する国際海洋法裁判所による暫定措置の規定に従い、1999 年漁期の実際の漁獲量は 5,354 トンであった。
- (2) 2000 年漁期に、日本政府は、自発的漁獲制限を 4,578 トンに設定した。これは、1997 年に合意された日本の国別割当を 1,487 トン下回るものであった。しかし、ITLOS が定めた暫定措置が 2000 年 8 月に破棄されたため、自発的漁獲制限は、2000 年 9 月に 6,065 トンに変更された。2000 年漁期の実際の漁獲量は 6,027 トンであった。
- (3) 2001 年漁期に、漁業操業は、当初の漁獲制限 6,065 トンで開始され、日本政府は、関連の加盟国との協議の後、漁獲制限を 6,421 トンに変更した。2001 年漁期の実際の漁獲量は 6,647 トンであった。

- (4) 2002年漁期に、漁業操業は、6,065トンの自発的漁獲制限に設定され、実際の漁獲量は6,192トンであった。

5. 過去の隻数及び分布（付属文書1参照）

- (1) 1999年漁期に、SBTを対象とする船数は、227隻であった。これは、日本がFAOで合意された行動計画に従って、遠洋まぐろはえ縄漁船の数を削減したため、1998年漁期よりも30隻少ない数である。
- (2) 2000年漁期に、SBTを漁獲対象とする漁船の隻数はITLOSが定めた暫定措置に基づく漁獲制限の削減にしたがって、172隻に削減された。しかし、暫定措置が破棄されたため、当初の数に27隻が追加された。その結果、9月の漁獲制限の増加のため、199隻がSBTを漁獲対象とする操業を行った。
- (3) 2001年及び2002年漁期に、SBTを漁獲対象とする船数は、それぞれ227隻、224隻であった。

6. 漁業の監視

- (1) 日本政府は、漁獲制限の管理のため、業界に対し、SBTを漁獲対象とする各船が10日ごとに日本政府に報告を行うべき旨の通達を行った。
- (2) 日本政府は、漁業水域への取締船の派遣及び漁船にVMSを船上に装備し、毎日の位置を日本政府に報告する義務付けなど漁業を規制・監視するために必要な措置をとった。
- (3) 2003年漁期に、3隻の取締船がSBT漁場に派遣された。

7. その他の要因（日本のSBT輸入については付属文書2を参照）

- (1) 1995年から1998年まで日本が輸入したSBTの量は顕著に増加した。1998年から2002年まで、SBTの輸入量は10,000トン強前後（製品重量）で安定していた。
- (2) 2003年のSBT輸入量は、2002年に比べ約2,000トン減の8,244トン（製品重量）であった。SBT輸出国のうち、上位4カ国/地域（1.オーストラリア、2.台湾、3.韓国、4.ニュージーランド）が総量の98.4パーセントを占める。
- (3) 2003年に、日本へのSBTの最大輸出国/地域であるオーストラリアからのSBTの輸入量は、2002年よりやや減少して6,368トンであった。このSBTの量は、日本へのSBTの総輸入量の77.2パーセントに当る。

日本のみなまぐる漁業の漁獲量及び漁獲努力量の傾向

		総計	SBT 漁獲のために選ばれた漁船			その他	
			タスマニア/シドニー沖の公海	ケープタウン沖の公海	インド洋南部の公海	混獲のみ	
1999	海域ごとの漁獲割当	6,065mt	1,720mt	3,000mt	1,345mt	-	
	実際の漁獲量	5,354mt	1,539mt	2,513mt	1,113mt	189mt	
	隻数	227隻	69隻	99隻	59隻	-	
	漁獲期間	-	4月15日 - 5月31日 7月1日 - 8月10日	5月1日 - 8月10日	9月1日-12月1日	3月1日 - 2月29日	
2000	海域ごとの漁獲割当 (**1)	当初	4,578mt	1,298mt	2,265mt	1,015mt	-
		修正後	6,065mt	1,298mt	2,265mt	2,502mt	-
	実際の漁獲量	6,027mt	1,260mt	2,235mt	2,400mt	132mt	
	隻数 (**2)	当初	172隻	52隻	75隻	45隻	-
		修正後	199隻	52隻	75隻	72隻	-
	漁獲期間	-	4月15日-8月1日	5月1日-8月1日	9月1日-12月27日	3月1日-2月28日	
2001	海域ごとの漁獲割当 (**3)	当初	6,065mt	1,720mt	3,000mt	1,345mt	-
		修正後	6,421mt	1,850mt	3,226mt	1,345mt	-
	実際の漁獲量	6,647mt	1,816mt	3,212mt	1,594mt	25mt	
	隻数	227隻	69隻	99隻	59隻	-	
	漁獲期間	-	4月15日-7月16日	5月1日-8月2日	9月1日-11月29日	3月1日-2月28日	
2002	海域ごとの漁獲割当	6,065mt	1,720mt	3,000mt	1,345mt	-	
	実際の漁獲量	6,192mt	1,960mt	3,312mt	854mt	66mt	
	隻数	224隻	69隻	99隻	59隻	-	
	漁獲期間	-	4月15日-7月19日	5月1日-7月5日	9月1日-11月30日	3月1日-2月28日	
2003	海域ごとの漁獲割当	5,839mt	1,392mt	3,056mt	1,391mt	-	
	実際の漁獲量	5,770mt	1,556mt	2,884mt	1,074mt	257mt	
	隻数	221隻	53隻	105隻	63隻	-	
	漁獲期間	-	4月21日-7月8日	5月1日-7月31日	9月1日-	3月1日-2月28日	

注: SBTの漁期は3月から2月までである。

(**1) 当初の漁獲割当は、ITOLSが定めた暫定措置が仲裁裁判所により破棄されたため、修正された。

(**2) 当初の隻数は、ITOLSが定めた暫定措置が仲裁裁判所により破棄されたため、修正された。

(**3) 当初の漁獲割当は、関係国と協議した後、修正された。

日本のSBT輸入統計

国・地域別の日本のみなまぐる輸入(生鮮、冷蔵、冷凍)
 典拠: 日本貿易統計、財務省

(単位: kg)

	1995 1月-12月	1996 1月-12月	1997 1月-12月	1998 1月-12月	1999 1月-12月	2000 1月-12月	2001 1月-12月	2002 1月-12月	2003 1月-12月
オーストラリア	3,272,990	3,195,903	6,125,027	6,256,201	6,987,421	7,831,621	8,185,820	8,237,206	6,368,352
台湾	1,276,474	1,396,915	516,055	1,481,378	1,611,250	1,357,906	1,478,751	1,005,656	991,599
韓国	75,836	562,573	671,497	1,649,851	1,056,953	785,426	932,889	954,285	491,446
ニュージーランド	202,636	128,249	88,640	120,176	213,576	212,316	199,813	240,338	260,731
インドネシア	207,758	317,687	368,634	282,265	310,552	127,012	77,528	181,322	48,825
セイシェル					1,129		32,435	176,740	
フィリピン		182		4,415	69,170	15,041	16,197	54,828	44,678
中国*	9,183				373	3,738	3,172	15,173	35,004
南アフリカ									4,201
ホンジュラス	146,574	179,918	55,286	144,138	244,423	17,048			
シンガポール	1,968	43,835	17,199	18,936	21,827	3,423			
グアム		680	454	3,673	2,429	1,900			
フィジー	445		396	181	972	526			
赤道ギニア				130,846	32,258	446			
パラオ		569	690		1,073	166			
タイ		333	376		645	125			
ベリーズ	3,380	9,534	278	91,849	39,580				
カンボディア				17,301	4,374				
マレーシア				271	836				
ギリシャ					502				
ウルグアイ	342	102	1,028		186				
トンガ	138				162				
米国	1,320			2,062					
パナマ			212,632						
クロアチア			729						
ミクロネシア連邦			195						
マルディブ			163						
ニュー・カレドニア			119						
ポルトガル			93						
バヌアツ		17,855							
フランス		2,995							
チリ		334							
クック諸島		140							
スペイン	11,061								
チュニジア	124								
総計	5,210,229	5,857,804	8,059,491	10,203,543	10,599,691	10,356,694	10,926,605	10,865,548	8,244,836

*注

中国から輸入されるみなまぐるはもともと日本船によって漁獲され、日本の企業が所有する中国の工場加工され、その後、日本に再輸入されたものである。上記の工場は、特別関税区域にあるため、これらの輸入まぐるは税金については特別な扱いを受けている。(関税の引き下げ)。この理由により、日本は中国にTIS文書添付の要請はしていない。

ニュージーランドのみなみまぐる漁業のレビュー

1. 序文

国内のみなみまぐる（以下、SBT）漁業の開始以降、手釣り、引縄、はえ縄漁業が EEZ 内の SBT を漁獲するために用いられてきた。近年、ほとんどすべての SBT の漁獲が海面はえ縄漁業によるもので、少量が引縄漁業で漁獲されている。国内漁業は、多くの船主が操業する小型漁船、海外から購入した大型低温はえ縄船が数隻、また、4-5 隻の、ニュージーランド企業がチャーターし、日本が操船する大型の低温遠洋はえ縄など広範囲の漁船形態で構成されている。チャーター船もニュージーランド所有 / 操業船の双方がニュージーランドの SBT 漁獲割当に対して競合して漁獲を行っている。

ニュージーランドの漁業年は、10 月 1 日に始まり、翌年の 9 月 30 日に終了する。SBT は 3 月 / 4 月から 7 月に季節的に回遊してくる。漁業は、主に、南緯 42 度北部の北島の東沿岸沖及び南緯 42 度の南島の西沿岸沖の二つの水域で行われる。2002/03 年の月別、緯度別 SBT 漁獲の分布は図 1 に示す。2002/03 年 SBT 漁期は、削減漁獲枠（388 トン）が達成された時点で早期に閉鎖された。

2003/04 年に、ニュージーランドの SBT 漁期は、国別漁獲制限を予想して 2004 年 7 月 12 日（夜 12 時）に閉鎖された。最終漁獲量（2004 年 9 月 13 日時点）は、397.3 トンであった。

2. 努力量に関する操業上の制限

自発的措置

1994 年以降、ニュージーランドの水産業界は、はえ縄漁業に関して「行動規範」に詳述されている自発的措置を実施してきた。具体的措置には、漁具の仕様、環境基準、操業上の慣行、閉鎖水域が含まれる。当該措置の意図するところは以下を最小限にとどめるところにある。

- * 混獲（たとえば、海鳥及び海産哺乳動物）
- * 20 kg より小さい SBT の漁獲；
- * 他の国内まぐる漁業への影響
- * SBT はえ縄船の間の漁具の衝突

「行動規範」の一部ではない他の措置には、水域ごとの漁獲制限、海鳥が一定のレベルに達した場合の水域の変更、様々のトリ・ライン及び規則で定められたよりも長い縄の使用、夜間投縄、「海鳥威嚇」のための空気砲の使用がある。

規制措置

ニュージーランドは、先に合意された国別漁獲制限の 420 トン（全重量）を引き続き課している。この漁獲制限はすべてのライセンス保有者の間で競合的な限度となっている。規則では年間漁獲制限を設定し漁獲制限が達成された後の SBT の漁獲を違反としている。漁獲制限が、10 月 1 日から 9 月 30 日までの「漁業年」にニュージーランド漁業水域の内外で適用された。数年に渡り漁獲制限の超過があり、超過分は毎翌年削減されている。

2000/01 年漁期の半ばまで、SBT の漁獲枠は、SBT (*Thunnus maccoyii*) 及び太平洋クロマグロ（以前は *Thunnus thynnus*、現在は *Thunnus orientalis* と認められている）の双方の漁獲に適用された。太平洋クロマグロに対する漁獲枠制限は、太平洋クロマグロが形態学の上の特徴及び DNA 分析に基づき容易に SBT から区別できることが示されたため 2000/01 年 SBT 漁期に撤廃された。2001 年 6 月前の SBT の水揚げ報告では、両種の漁獲が

SBT の漁獲枠に対して算定されていた事実にもかかわらず、北クロマグロと南クロマグロの間の区別が設けられていた。北クロマグロとして報告された漁獲物は、太平洋クロマグロであった公算が高い。北クロマグロの (*Thunnus thynnus*) 漁獲枠制限は 2002 年に撤廃された。

SBT は、2004 年 10 月 1 日付けで、漁獲枠管理制度（以下、QMS）に導入された。少ない国別割当と、多数の小型はえ縄船が操業するため、伝統的にニュージーランドの SBT 漁業は「オリンピック」方式となっている。SBT を QMS としたことは、認定された SBT・漁獲枠保持者がそのはえ縄操業の経済的効率を最大限にできる枠組みを提供している。ニュージーランドの割当は、すべての漁業及びニュージーランドの国民が引き起こした漁獲に適用され、2004/05 漁業年には以下の通りの割当が行われた。

トン（全体重量）

遊漁	4
慣習的漁獲	1
他の漁業に関連する死亡原因	2
総商業許容漁獲量	<u>413</u>
合計	420

ニュージーランドは、QMS を導入した結果、自国の SBT 漁業の管理におけるいくつかの改善点を予想している。その制度のなかにはいくつか柔軟な規定がある。それは全面的に実施されれば、ニュージーランドの漁獲量が年毎に変化することになるであろう。ある年から次の年までの過剰漁獲の調整にも影響するであろう。しかし、ニュージーランドは、平均して、漁獲による国別割当の超過が起らないよう確保するであろう。

太平洋クロマグロもまた 2004 年 10 月 1 日より QMS に移行し、総許容商業漁獲量 116 トンとされた。

3. 過去の漁獲量及び努力量

表 1 は、1999 年以降の漁具形態別の SBT 推定漁獲量を示しており、ニュージーランドの SBT 漁業が本質的にはえ縄漁業になったことを明確に示している。国内はえ縄漁業（1990 年に開始）の到来とともに、はえ縄漁業の努力量は引縄及び手釣りによる漁獲努力量にほとんど完全にとってかわった。しかし、引縄及び手釣りによる少量の SBT の漁獲が続き、中層トロール漁業の少量の混獲（年間 1.1 から 2.5 トン）とあわせ、ニュージーランド水域での SBT 漁業を構成している。暦年及び漁業年（10 月 1 日から 9 月 30 日）の SBT の総漁獲量は表 2 に示されている。

チャーター船団は主に、南島の西沿岸沖で操業し、国内漁船は主に北島の東沿岸沖で操業した。SBT の漁期は両水域について、本質的に同じであり、3 月/4 月に始まり、通常漁獲枠が達成される 6 月/7 月に終了する。図 2 は、SBT を漁獲対象とする投縄及びすべてのまぐろを対象とする投縄について、二つの主要な漁業水域における 1999 年から努力量の傾向（数千鈎単位）を示している。この図はまた、各水域及び、混獲のものと比べた SBT を対象としてはえ縄の投縄のための名目的 CPUE（1000 鈎ごとの尾数）も示している。1990 年代初頭より傾向が見られるようになったが、北東水域におけるはえ縄努力量（主に国内漁船）が 1999 年以降に顕著に増加し、一方でチャーター船団による南西水域での漁獲努力量は比較的安定していることがこの図から明らかである。また、SBT を対象とする総努力量（チャーター船及び国内漁船合計）は、この期間増加したが、CPUE は、中核となる漁業区域及び月では、およそ 50 パーセント減少していることがこの図から明らかである。

4. 年間船団規模及び分布

SBT を漁獲対象とするはえ縄漁業は、主に、42°S 以南の南島の西沿岸沖及び 42°S 以北の北島の東沿岸沿いで行われる。SBT はまた、プレンティー湾ではメバチマグロを漁獲対象とする漁業でかなりの混獲を占めている。図 3 は、2002/03 年に SBT を漁獲対象とするすべてののはえ縄の投縄位置（チャーター船、国内漁船させたもの）を示している。

2003 年のはえ縄漁船の総数は、132 隻であり、その 58 パーセントは小型はえ縄船（< 50 GRT）であった。これは、50GRT 以下のはえ縄船が減少したため、2002 年に比べ 2003 年にははえ縄船の隻数が 15 パーセント減少したことを示す。1990 年以降の漁船の規模構成の推移は図 4 に示されている。

5. 過去の船団規模及び分布

ニュージーランドの SBT 漁業は、冬期の小型手釣り船及び引縄漁業として 1980 年代初頭に南島の西海岸沖で始まった。しかし、1990 年以降、これらの漁法は SBT 漁業のごく一部となった。1980 年代から 1990 年代中期には、ほとんどののはえ縄操業は外国船許可はえ縄船によって行われ、それらは日本のものであった。しかし、漁獲率の低下、漁獲可能期間の短縮、EEZ 内での操業コストの増加のため、1995 年には外国許可船団は操業を停止するに至った。国内はえ縄操業は 1991 年に始まり、着実に増加し、2002 年にはピークの隻数に達したが、2003 年には再び減少に転じた。

6. 漁業監視

オブザーバーカバー率

オブザーバーカバー率は、この数年間、チャーター船団ではほぼ 100 パーセントであった。しかし、国内漁船は小さく、また、航海が短かったため、漁業省がこの船団において 10 パーセントというオブザーバーカバー率の目標を達成するのは困難であった。その結果、この船団におけるオブザーバーカバー率は例外なく低かった。2002/03 漁業年の間のオブザーバー配置は、SBT を漁獲対象とするすべてののはえ縄操業の 15 パーセントが監視された（チャーター船団について投縄の 77%、国内所有・操業船については、4 パーセント）という結果となった。このオブザーバーカバー率のレベルは、ニュージーランドの漁獲量（尾数）の 39 パーセントが観察されたという結果につながった。漁業省のオブザーバー割当の再編成は、国内のはえ縄船のカバーにおける継続的な改善につながるべきである。手釣りまたは引縄を用いた漁船上のオブザーバーカバーは、総漁獲量に対してこれらの方法の寄与するところがごくわずかであったため行われなかった。

リアルタイムモニタリング計画カバー率

現在まで、漁業省は、SBT について漁期内の漁獲監視制度を運用してきた。この制度は、陸上加工会社及び冷凍船（すべてのチャーター船を含む）が漁期の中にその漁獲量を漁業省に電子メールまたはファクスで報告することを義務付けた。漁獲割当の 25 パーセントが達成された時点で、週ごとの報告が義務付けられ、漁獲割当の 50 パーセントが達成された時点で毎日の報告が義務付けられた。わが国の国別割当達成にできる限り近い時点で、漁期が閉鎖され、報告が漁業省により整理され、分析された。その後、SBT 許可保有者は、漁期が閉鎖され、漁業年の残りの期間に SBT を漁獲することは違反となるとの通知を受けた。

2004 年 10 月 1 日から、すべてのその他のニュージーランドの漁獲枠種に適用されている漁獲監視及び漁獲調整制度が SBT に適用された。すべての漁業者は、漁獲の月ごとの収益を提示することを義務付けられる。これらは個別の漁獲枠資格と照合される。漁獲枠を持たないで SBT を漁獲した漁業者には（月ごとに）金銭的罰則が適用される。漁業者は、漁業年の末まで、自分たちの漁獲と漁獲枠を調和させる機会をもつ。そのようなしない場合は金銭的罰則が増加する。漁業からの漁獲とニュージーランド国別割当との間の均衡を保つために、総漁業漁獲量及び将来のための調整が毎年行われる。

生物学情報

漁業省科学オブザーバー計画のオブザーバーが、漁獲の特徴を特定するための SBT の生物学データ及び混獲データ収集の責任をもつ。2002/03 年に、耳石が、845 尾の SBT から収集され、オブザーバーが 5 本の標識(4 本が CSIRO の標識、1 本が日本の標識)を回収した。耳石は国立水圏大気研究所に保存され、SBT の耳石解読に関する提案を現在作成中である。標識回収データは標識担当局に提供された。体長、重量(加工重量及び全体重量の双方)及び性別が SBT 及び主な混獲種すべてについて定期的に記録されている。2002/03 年には、全体で 1521 尾以上の SBT から胃内容物収集され、1647 尾の SBT の体長等が測定された。

7. その他の要因

輸入/輸出統計

SBT の輸出に関する統計が税関でまとめられ、統計省で要約されている。輸出統計はさらにニュージーランド・シーフード業界協議会でさらに要約され、ニュージーランドの漁業の経済的評価のためのデータベースとして維持されている。

市場

EEZ 内で漁獲された SBT の唯一の市場は日本の刺身市場であり、国内消費はごくわずかな量である。

緩和措置

ニュージーランドの規則では、すべてのまぐろはえ縄船は海鳥威嚇装置(「トリ・ライン」)を用いることが定められている。「トリ・ライン」の最小限の基準は、CCAMLR で当初定められたものと同じである。国内水産業界は、すべてのまぐろはえ縄漁業については、夜間投縄を求める自発的行動規範をもっており、また、大型まぐろはえ縄船については、「リスクの危惧がある」海鳥の偶発的捕獲総量の限度を設定している。ニュージーランドは現在、FAO の海鳥に関する国際行動計画に添えて海鳥国内計画を実施している。

遊漁及び慣例的漁獲による SBT の漁獲量

ニュージーランド水域における SBT の遊漁は限られたものである。北島及び南島の双方からの遊漁の記録がある。マオリ族による非商業的漁獲の推定はない。しかし、ニュージーランドの国別割当の枠内で遊漁及び慣習的漁獲の双方を十分にカバーできると思われる。

作成者：タルボット・マレー(1)、テレーズ・ケンドリック(2)、アーサー・ホーア(3)

- (1) 漁業省、ニュージーランド、ウェリントン
- (2) トロフィア社、ニュージーランド、カイコウラ
- (3) 漁業省、ニュージーランド、オークランド

表1 漁法別の1999年から2003年(暦年)までの年間漁獲量(トン、全体重量)。これらは、1999年から2001年までの許可を受けた魚類荷受人の収益及び2002年と2003年の月間漁獲収益によって調整されている。0.0 = 100 kgを下回る。

漁法	暦年				
	1999	2000	2001	2002	2003
はえ縄	453.3	375.6	355.8	460.0	387.2
引縄	4.3	2.2	0.1	0.5	0.1
手釣り	2.0	0.3	0.0	0.0	0.0
その他	1.1	2.3	2.5	2.1	1.4
合計 (t)	460.6	380.3	358.5	462.6	388.7

表2. 暦年及び漁業年(10月1日から9月30日)ごとのニュージーランドのSBT漁獲量

暦年	トン	漁業年	トン
1980	130		
1981	173		
1982	305		
1983	132		
1984	93		
1985	94		
1986	82	1986/87	60
1987	59	1987/88	94
1988	94	1988/89	437
1989	437	1989/90	529
1990	529	1990/91	165
1991	164	1991/92	279
1992	279	1992/93	216
1993	217	1993/94	277
1994	277	1994/95	435
1995	436	1995/96	140
1996	139	1996/97	333
1997	334	1997/98	331
1998	337	1998/99	458
1999	461	1999/00	381
2000	380	2000/01	362
2001	358	2001/02	452
2002	463	2002/03	388
2003	389	2003/04	397
2004	397		

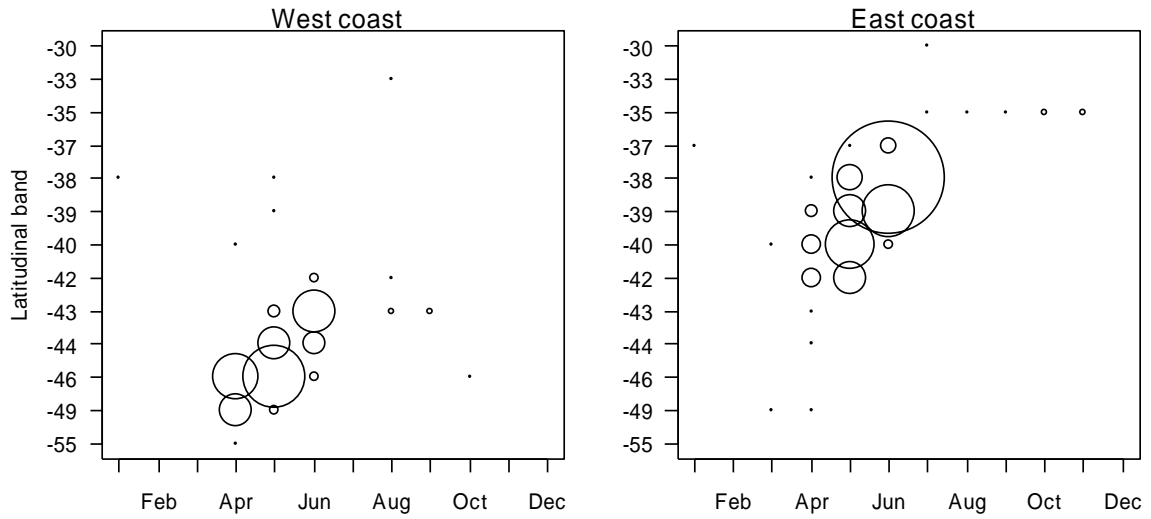


図 1: ニュージーランドの南島西沿岸沖及び北島の東沿岸沖における、2002/03 年の SBT 漁獲量(全体重量)の空間及び季節的分布。もっとも大きい円(6月の東海岸)は SBT146.8 トンとなっている。

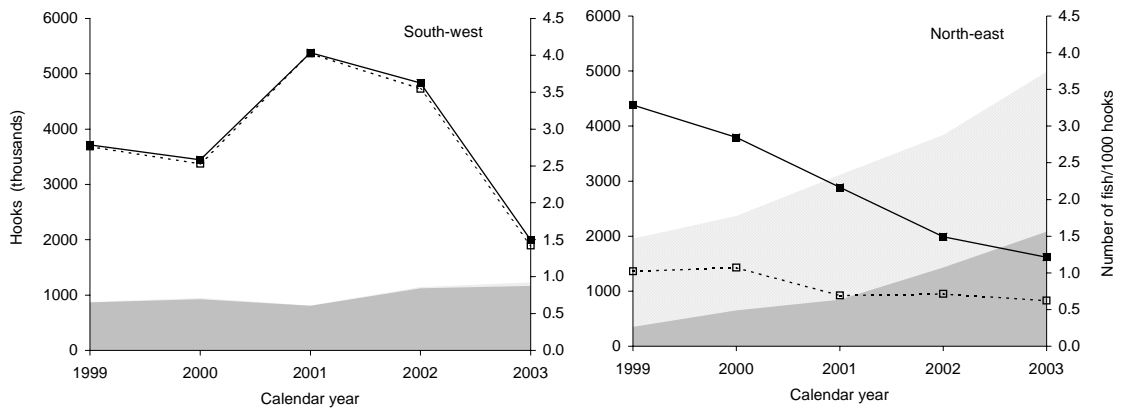


図 2. 1999 年から 2003 年までの各年の総はえ縄努力量(釣数)(線影部分)及び、SBT を漁獲対象とする投縄(直線)とすべてのまぐろはえ縄投縄(点線)における、SBT の CPUE (1000 釣当たり尾数)でプロットされた SBT を漁獲対象とする釣数(塗りつぶし部分)。

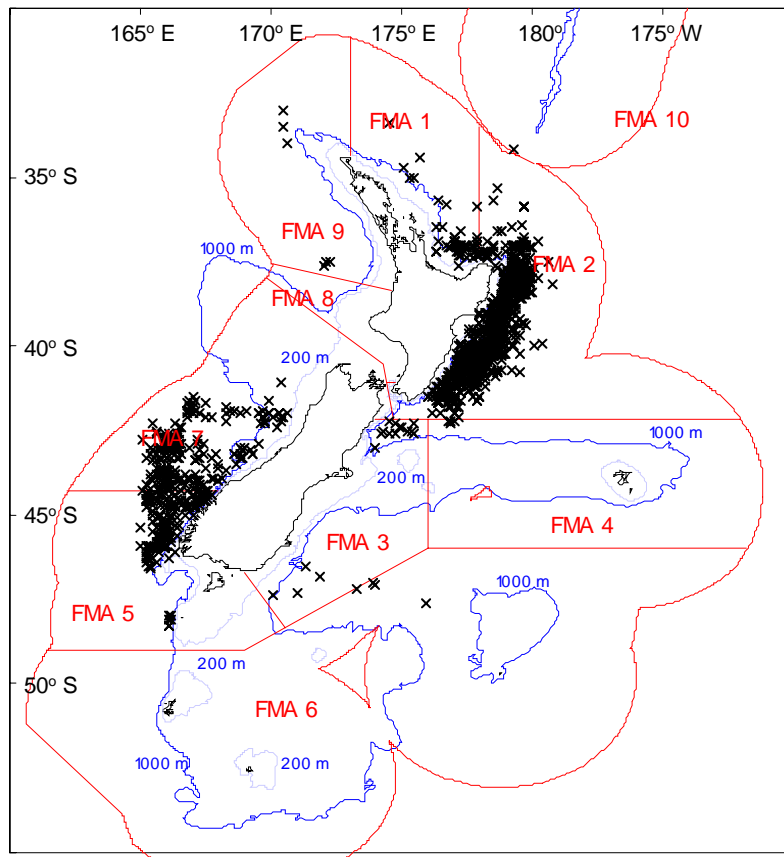


図 3. 2002/03 漁業年に SBT を漁獲対象としたはえ縄投縄（チャーター船及び国内漁船の合計）の分布

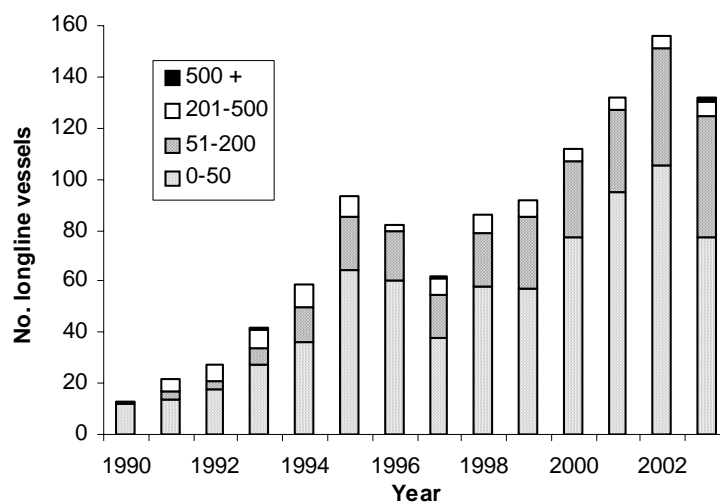


図. 1990 年から 2003 年までのニュージーランドのはえ縄船団規模構成の推移

韓国のみなみまぐろはえ縄漁業

ダエ・イオン・ムーン、ジョン・ラック・コー、ドゥー・ハエ・アン

国立漁業調査開発研究所**大韓民国****序文**

みなみまぐろ（以下、SBT）漁業は、1990年代初頭以来韓国の遠洋水産業界がもっとも最近開発した漁業である。韓国船団による SBT の漁獲量は 1998 年にピークに達し、その後近年は減少が続いている。これは主に、韓国が CCSBT に加盟する前に CCSBT が採択した決議を実施するための韓国業界が船団規模を自発的に規則したためである。船団規模を 16 隻に設定する自発的規則は現在まで有効であるが、これらの漁船がより高い利益を求めてインド洋から太平洋に転船したため、SBT の漁獲がより低くなった。

漁獲量及び努力量

韓国の SBT はえ縄漁業の漁期は通常、3 月に始まり 11 月か 12 月に終了する。したがって、漁業統計は暦年で収集され報告される。3 月から 7 月または 8 月までの前期に、通常、韓国のはえ縄船は南アフリカ沖のインド洋西部の公海で操業しており、時折、南東大西洋に操業を拡大している。一方、後期には、西オーストラリア沖の東部インド洋へと移動する。漁獲パターンと漁場は 1991 年を除き、過去の 10 年の漁業経緯についてほとんど変化していない。しかし、2002 年には、10 月まで、西部漁場からもある程度の漁獲があった。

2002 年に、16 隻の登録はえ縄船のうち 10 隻が、通常の漁業水域で、SBT を漁獲し、649 トン（加工製品重量として報告）の SBT の漁獲量をあげた。これは 2001 年から約 18 パーセントの減少であった。これは、数隻のはえ縄船の漁獲努力量（つまり、月数）の減少によるものであったと思われる。SBT 漁場におけるはえ縄による漁獲は、約 90 パーセントが SBT で、10 パーセントが、キハダ、メバチ、ビンナガ、メカジキなどの非漁獲対象魚種であった。

名目的 CPUE

SBT に関する韓国はえ縄漁業の努力量当たり漁獲量は、1994 年のピークの、1000 鈎当たり 8.4 尾から減少傾向を示している。しかし、近年は、CPUE は、1000 鈎当たり 2.3 尾から 4.1 鈎の間で多かれ少なかれ安定しているようである。2002 年の CPUE は、2001 年に比べ増加した。月ごとの CPUE 分析から、漁獲効率は、西部漁場で 1000 鈎当たり 2.7-5.6 尾であり、東部漁場の 1000 鈎当たり 1.8-2.8 尾より高い。

体長組成

船上の漁業者により SBT の体長が収集された。しかし、標本のサイズが比較的小さいことと、検証手続きがなかったため、データは慎重に取り扱うべきである。過去 5 年間に韓国のはえ縄漁船が漁獲した SBT の体長は、100 から 210cm で（尾叉体長）、平均 153cm であり、東部水域で漁獲された SBT（162.3cm）が西部水域で漁獲されたもの（152.4cm）より大きかったことを示している。

船団規模と分布

韓国の SBT 漁業は、メバチ及びキハダを漁獲対象とする熱帯水域から数隻のはえ縄船が転換し 1991 年に開始された。したがって、この漁業は当初韓国水産業界にとって魅力ある

ものではなかった。しかし、市場価格が上昇したため、はえ縄漁船の数は急速に増加し、1998年には、最大の19隻という規模に達した。しかし、業界による自発的規則により、SBT漁業の年間船団規模は、それ以来16隻を超過することがなかった。これにより、漁獲量は2001年、2002年には割当漁獲枠の1,140トンを下回った。SBTを漁獲対象とする漁船の年間隻数は、日本市場及び漁場の漁獲条件に大きく依存している。

その他の関連情報

オブザーバー計画

海洋漁業省(MOMAF)は2002年に、韓国の遠洋まぐろ漁業を監視し、地域漁業機関の義務付けを遵守するために漁業オブザーバー計画に着手した。初期段階では、オブザーバー計画の規模は、CCSBT条約水域におけるSBTはえ縄漁業など、緊急に実施される漁業についてのみカバーするというかなり小規模なものであろう。しかし、徐々に、漁業についてすべて必要とされる分野をカバーする、より大きな規模のものに発展するだろう。

2002年から2006年までのオブザーバー計画の第一段階の目標は、国内オブザーバー教育のための国内訓練制度を設定することである。2002年に、総数5名のオブザーバー候補者が、NOAAの太平洋諸島地域局(PIAO)が提供するハワイはえ縄オブザーバー計画の訓練を受けた。この五人の訓練生のうち、二人が2004年まで続く船上訓練の一部として、2003年に2ヶ月にわたり国立漁業調査開発研究所調査船の調査に参加した。

表1. 韓国はえ縄漁業によるSBTの名目漁獲量(トン)

月	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
1月	-	-	-	-	-	3	8	-	-	-
2月	-	-	-	-	-	15	1	-	-	1
3月	-	-	-	-	-	101	125	57	58	83
4月	-	-	-	-	-	191	180	68	81	113
5月	-	-	-	-	-	106	116	65	58	90
6月	-	-	-	-	-	159	169	81	88	87
7月	-	-	-	-	-	226	193	91	37	67
8月	-	-	-	-	-	227	164	164	119	110
9月	-	-	-	-	-	169	87	186	96	78
10月	-	-	-	-	-	180	81	110	87	20
11月	-	-	-	-	-	130	92	86	80	-
12月	-	-	-	-	-	55	55	79	31	-
合計	80(1)	119(1)	317(3)	1,148	1,238	1,562	1,271	987	735	649
))	(8)	(14)	(19)	(16)	(13)	(10)	(10)

() はえ縄漁船隻数

- : データなし

出典: 海洋漁業省(MOMAF)

表2. 1993-2002年の韓国はえ縄漁業によるSBTの漁獲量(尾数)、努力量(鈎数)及びCPUE

(1000 鈎当たりの尾数)

月	項目	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
1月	漁獲量	-	-	-	-	-	-	152			
	努力量							126,220			
	CPUE							1.2			
2月	漁獲量	-	-	-	6	-	197	-	1		
	努力量				6,003		44,720		75,240		
	CPUE				1.0		4.4		0.1		
3月	漁獲量	-	-	2,336	220	2,015	715	1,005	231	906	2,439
	努力量			130,77	75,244	417,46	264,37	200,552	71,061	167,288	689,365
	CPUE			5	2.9	9	2	5.0	3.3	1.0	3.5
4月	漁獲量	674	503	1,814	501	3,377	1,441	1,989	260	971	2,480
	努力量	85,20	60,48	172,22	96,164	686,78	405,59	397,563	87,840	323,922	690,345
	CPUE	7.9	8.3	10.5		4.9	3.6		3.0	2.4	3.6
5月	漁獲量	186	337	584	582	2,794	327	1,065	146	687	1,451
	努力量	41,34	61,74	166,10	178,02	568,57	213,78	472,224	90,228	291,856	650,503
	CPUE	4.5	5.5	3.5	3.3	4.9	1.5		2.3	1.6	2.2
6月	漁獲量	144	120	213	303	2,170	1,251	2,274	274	829	2,092
	努力量	82,97	37,80	31,300	110,22	447,79	295,18	493,267	114,440	366,909	401,578
	CPUE	1.7	3.2		2.7	4.8	4.2		4.6	2.4	2.5
7月	漁獲量	65	421	190	1,125	4,812	1,753	1,560	614	496	2,395
	努力量	35,74	72,27	47,104	164,26	594,64	265,68	206,830	128,310	157,558	598,793
	CPUE	1.8	5.8		6.8	8.1	6.6		7.5	4.8	0.9
8月	漁獲量	140	1,415	394	1,686	2,269	1,892	1,544	272	1,412	1,412
	努力量	58,87	67,74	67,204	171,19	415,83	350,65	493,878	164,509	532,332	532,332
	CPUE	2.4	20.9		9.8	5.5	5.4		3.1	1.7	0.5
9月	漁獲量	22	674	487	258	1,031	824	580	960	987	2,309
	努力量	24,71	45,34	191,84	56,320	537,92	306,05	471,730	265,267	473,548	703,394
	CPUE	0.9	14.9	2.5		1.9	2.7		1.2	3.6	0.6
10月	漁獲量	-	87	77	669	1,049	397	140	252	840	408
	努力量		40,12	61,542	287,64	516,84	246,55	167,221	183,500	494,814	257,035
	CPUE		0	1.3	5	6	0	0.8	1.4	1.7	1.6
11月	漁獲量	-	138	250	377	645	515	341	197	663	
	努力量		56,16	214,92	259,52	557,40	273,24	256,800	184,579	360,302	
	CPUE		1	8	2	7	0	1.3	1.1	2.3	

12月	漁獲量	-	-	47	76	235	350	189	60	337	
	努力量			33,920	64,700	198,50	214,82	165,826	80,675	123,769	
	力量			1.4	1.2	8	0	1.1	0.7	0.4	
	CPUE					1.2	1.6				
合計	漁獲量	1,231	3,695	6,392	5,803	20,397	9,662	10,839	3267	8,218	10,854
	努力量	328,8	441,6	1,116,	1,469,	4,941,	2,880,	3,452,1	1,445,6	3,292,2	3,423,289
	力量	30	55	9465.7	3053.9	7734.1	6453.4	11	49	98	3.2
	CPUE	3.7	8.4					3.1	2.3	2.5	

- : データなし

出典：国立漁業調査開発研究所（NFRDI）

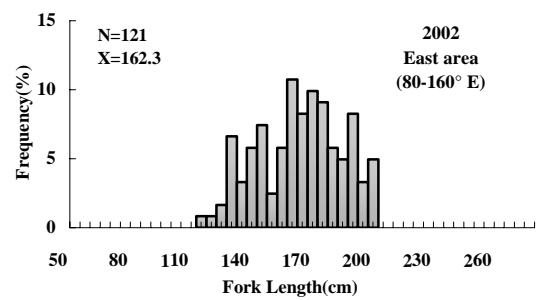
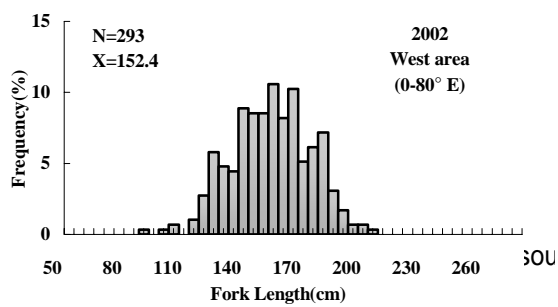
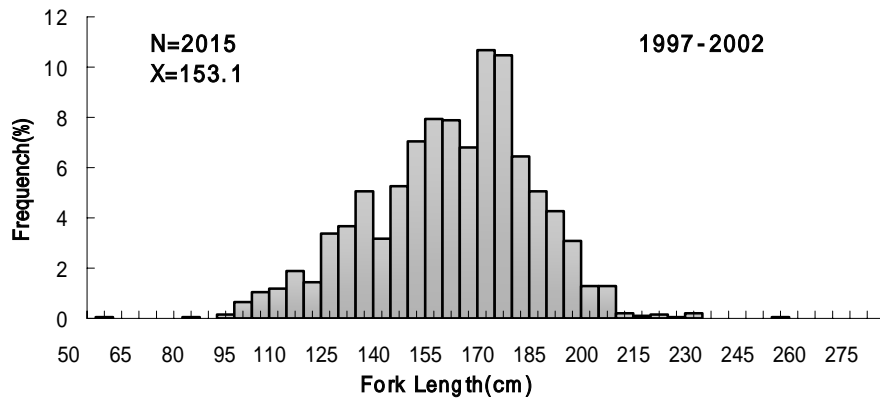


図 1. 韓国はえ縄漁船により漁獲された SBT の体長頻度分布

フィリピンの報告

これはフィリピンが協力的非加盟国として初めて CCSBT に対し国別報告を提出するものである。この報告書はフィリピンのまぐろ漁業に関し簡単に説明している。

フィリピンのまぐろ漁業について

フィリピン水域は 1970 年代初期からパヤオ(固定した集魚装置)を用いた巻き網漁業の発展により中西部太平洋における主要なまぐろ生産地域となった。近年は 200,000 トン以上、あるいは中西部太平洋の 20% のまぐろ類の漁獲がフィリピンの国内漁業より生産されている。

ほとんどのまぐろは巻き網によって漁獲されているが、巾着網、手釣り、その他様々な沿岸漁業の漁具(刺し網、小型はえ縄等)で漁獲されている。

まぐろ漁業は通常、3 トン未満の漁船で行われる零細漁業と、3 トン以上の商業漁業の二つに分けられる。商業漁業は零細漁業の漁場である海岸線から 15 km 以内の水域で操業することはできない。商業漁業はまぐろ類の大部分を漁獲している(2002 年の漁獲は 146,000 トン、公式なまぐろ類の漁獲の 70%)。これらは大型まき巻き網によるカツオ及キハダマグロを漁獲するものである。一方、零細漁業においても優れた引き縄を使って、相当量の外洋・浅海性のまぐろ類を漁獲している。零細漁業の漁獲物の多くは鮮魚として地元で消費されるが、その中のカツオ及び小型のキハダマグロは缶詰として加工され輸出される。引き縄で漁獲された大型のキハダマグロ及びメバチマグロは刺身市場に輸出される。引き縄船は広範囲で操業しており、時にはフィリピン水域を越えることもある。

1980 年中頃よりフィリピンの会社が運行する大型巻き網船が、入漁協定、合併、現地法人化して隣国水域で操業を行った。これらのほとんどの漁獲物はフィリピンの港に加工のために水揚げされた。公海域においても、巻き網及びはえ縄により漁獲が行われている。1998 年フィリピン漁業法が可決されたことにより、フィリピン漁船がフィリピン EEZ を超えて大西洋及びインド洋のような他の水域へ進出することが促進され、キハダ、メバチ及び時に混獲として SBT などまぐろ類を漁獲することとなった。従って 1998 年、漁業法のもの之恩恵を受けたたくさんの漁業会社は数隻のまぐろはえ縄船を即座にあるいは裸用船として取得した。

CCSBT の保存管理措置の実施のため、フィリピン船籍の漁船は、漁業法のもとフィリピン水域の外で操業する前に、国際漁業許可証をフィリピン漁業水産資源局より取得しなければならない。また、これらの船は、魚の漁獲、損失、水揚げ港及び漁獲した魚の量と価値、転載、販売及び/又は投棄に関する日誌を付けることが要求されている。漁業水産資源局の確認を得るために輸出に関する詳細情報を提出しなければならない。この要求に従わなかった場合は、商業漁業免許及び国際漁業許可証の更新ができない。

また、漁業法に従い、フィリピン及び隣接した水域における水産資源を広範囲かつ持続的に利用することを確保するため、監視取り締まりシステムを設立した。漁業水産資源局は現在漁船監視システム(VMS)に関しいくつかの外国企業と交渉しているが、非常に高価なこと及び財政不足により VMS をすぐに設置することはできないであろう。

フィリピン船の漁業情報

2003 年に、フィリピンは、CCSBT 条約水域で漁獲を認められた 24 籍のフィリピン籍漁船

を保有している（漁船リストはすでに CCSBT に提供されている）。表 1 は、1998 年から、2003 年まで、また、2004 年 9 月までのフィリピンのはえ縄船による SBT の混獲の要約を示している。2003 年に、全体でおよそ 85 トンの SBT が混獲としてフィリピン船によって漁獲されている。

今年、2004 年 9 月までの時点で、フィリピン漁船は混獲としておよそ 13 トンの SBT を漁獲したのみである。この年の残りの期間の混獲の報告は、12 月の漁期終了後に CCSBT に提出されることになっている。

調査及び統計

農業省農業統計局が、公式の漁業統計の収集を行っている。しかし、漁業水生資源局が大西洋、インド洋、太平洋で操業する漁船が報告するデータを収集・整理する政府機関となっている。収集されたデータは関連の地域漁業管理機関に毎年報告される。

統計証明計画

フィリピンは、CCSBT の管理措置に従い、フィリピンの会社が日本に輸出するすべての SBT について CCSBT の統計証明計画を実施している。

CCSBT の新規の協力的非加盟国として、フィリピンは、本委員会が採択するすべての保存管理措置の遵守に努めるつもりである。また、フィリピンは、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）及びインド洋まぐろ委員会（IOTC）の加盟国であり、中西部太平洋高度回遊性魚類資源の保存・管理条約（WCPFC）の批准のプロセスにあることから、どの水域においても、まぐろ資源の持続性に責任を表明してゐる。

表 1

漁獲努力量	SBTの総重量(Kg.)	尾数	針数	漁業種類	製品の種類
2004年9月現在	12,687kgs	346尾	2500 - 3200本	はえ縄	冷凍 / GG
歴史的漁獲努力量					
1999年	21,403kgs	940尾	2500 - 3200本	はえ縄	冷凍 / GG
2000年	14,037kgs	537尾	2500 - 3200本	はえ縄	冷凍 / GG
2001年	14,178kgs	590尾	2500 - 3200本	はえ縄	冷凍 / GG
2002年	41,641kgs	1,353尾	2500 - 3200本	はえ縄	冷凍 / GG
2003年	84,922kgs	2,045尾	2500 - 3200本	はえ縄	冷凍 / GG

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

別紙 9

第 9 回科学委員会会合報告書

2004 年 9 月 13-16 日
大韓民国、濟州島、ソギポ（西歸浦）

SC9 からの資源の状態に関する勧告に対応する 2004/05 年の CCSBT の活動

下の表は、CCSBT11 と CCSBT12 の間の期間の CCSBT メンバーの活動として採択された。必要不可欠とされた項目は、すべてのメンバーまたは当該項目（たとえば、一定の指標の提供など）を取り上げると特定されたメンバーにより取り上げられる。すべてのメンバーは、能力の許す限り、それぞれの漁業に適用可能な他の（優先度、高位、中位）項目を取り上げるよう努めるべきである。

活動	期限	優先度
A. データ及び調査： SC 提案の作業計画		
管理手続き 開発プロセスの完成	SAG 別添 6 及び SC9 報告 議題 13 項に記された日付	必要不可欠
データの提供（詳細は、SC9 別紙 11）： - 全漁獲量及び努力量データ - すべての体長データ - 漁獲時年齢データ - CPUE データ - 漁業指標（インドネシア漁獲量及び体長データ、音響調査指数、航空調査指数、標識放流・回収データ） - 耳石解読データ（少なくとも 2002 年のデータ。可能な場合は追加データ）	SC 別紙 11 に記されている日付： 05 年 4 月 30 日 05 年 5 月 31 日 05 年 4 月 30 日-6 月 30 日 05 年 4 月 30 日	必要不可欠
合意された指標の作成（リストは SC 別紙 7 で提供）	SAG6 での議論のため	必要不可欠
追加の望ましい指標の作成及び分析（リストは SC 別紙 7 で提供）	SAG6 での議論のため	高
より広い水域にわたる小型魚の標識放流の拡大	周年	高
オブザーバーカバー率 10%に向けた改善	周年	高
SBT 幼魚の航空・音響調査の実施	2005 年 1 月-3 月	高
SBT 以外の種の混獲の監視及び報告に関するオプションの評価	SC10 会合での議論のため	中
B. データ及び調査： 追加作業		
投棄率を推定・報告するための制度の実施 / 改善	SAG6 の作業への組み入れの可能性	高
非加盟国を含め、SBT の過去及び現在の死亡の原因（たとえば、スポーツ・フィッシング、偶発的死亡）の推定及び報告。（非加盟国のデータには、IOTC、FAO、TIS 文書または港でのサンプリングの結果を含め得る。）	SAG6 の作業への組み入れの可能性	高
体長-頻度サンプルサイズ及び特に小型魚のための時間 / 水域層にわたる代表的層化の増加	2005 年初頭	高
委員会メンバーが策定した特定の産卵水域保護措置に関するいずれの提案の評価	SAG6 / SC10 での議論可能性のための準備	中

C. 事務 / 管理上の作業

インドネシア漁獲監視計画の継続	2005年7月に現行の資金が満了する前	高
認められていない漁獲の増大を防止するための措置の実施	2005年初頭	高
非協力的非加盟国に対する行動計画のフォローアップ	2005年の間	高
CCSBT ポジティブ・リストに掲載されていない漁獲物の輸入制限措置の実施	2005年中	高
産卵水域保護のための特定の保護措置の提案作成	SAG6 / SC10 の前	高

TAC の割当に関する決定規則に関するニュージーランドの提案

管理手続きの導入に関して、拡大委員会は、その割当が 500 トン未満のメンバー及び協力的非加盟国のための国別割当を決定するために、以下の規則を適用すべきであり、適用し続けるべきである。

- ・ TAC が 10,000 トンから 15,000 トンの範囲内であれば、割当は削減されない。
- ・ TAC が 10,000 トン未満の場合は、割当は、10,000 トン未満の削減部分について他の加盟国に適用されるのと同じ率で、または本委員会が行う他のいずれの決定に従って削減される。

TAC が 15,000 トンを超えるレベルに設定されるならば、CCSBT 1 相互覚え書きが割当決定のための根拠として用いられる。

CCSBT 12 で管理手続きが採択されなければ、拡大委員会は国別割当に関するその決定において上記の規則を適用する。

2003年CCSBT10において採択された「違法、無規制、無報告漁業（IUU）及び24メートル以上のみなみまぐろ漁業許可船のCCSBTの記録の設定に関する決議」を修正する決議文

みなみまぐろの保存のための拡大委員会は

違法、無規制、無報告漁業（IUU）及び24メートル以上のみなみまぐろ漁業許可船のCCSBTの記録の設定に関する決議（以下、原決議文と言う）が、2003年の第10回年次会合で採択されたことに留意し、

CCSBTのこの原決議文ではカバーされない非加盟国の24メートル未満の漁船によるみなみまぐろの漁獲が相当量あることにさらに留意し、

IUU漁業活動を阻止するために早急に包括的な対策をとる必要性を考慮し、かつ、

輸入国にとって生鮮製品の効果的な検査体制の確立の技術的な困難性を認識し、

CCSBT条約第8条3（b）に従い、以下のとおり合意する：

原決議において24メートル以上に適用していた漁船の長さ制限を撤廃し、原決議文を以下のように修正する：

1. 締約国、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、以下を行う。
 - a. 自国の登録下にあるすべての船舶がみなみまぐろのIUU漁業活動を行わないよう確保する。
 - b. 関連の法律と合致した形で、IUU漁獲を防止、抑止、根絶するためのあらゆる可能な行動をとる；そして
 - c. みなみまぐろに関するIUU漁業の問題の進捗状況、及び、定期的に必要とされるさらなる措置の採択を含めた、自国のIUU措置の実施状況をレビューする。
2. 拡大委員会は、みなみまぐろを漁獲する許可を受けた漁船（以下「漁船」または「FVs」という）のCCSBTの記録を設立し、保持する。この勧告の目的のために、この記録に記載されない漁船は、みなみまぐろを漁獲し、船上に保持し、転載し、または水揚げする許可を有していないものと見なされる。

3. 拡大委員会の各メンバー（以下「メンバー」という）と協力的非加盟国は、2005年7月1日までに、みなみまぐろの漁獲を許可された自国旗を掲げる漁船のリストを、可能な場合には電子的手段により、事務局長に提出する。このリストには以下の情報を含める。

- 船舶の名称、登録番号
- 以前の名称（該当する場合）
- 以前の船籍国（該当する場合）
- 他の登録からの抹消に関する過去の詳細（該当する場合）
- 国際無線信号符字（該当する場合）
- 船舶の形態、船体の長さ、登録総トン数（GRT）
- 所有者及び操業者の氏名、住所
- 使用漁具
- 漁獲ないし転載が認められた許可期間

メンバー及び協力的非加盟国は、このパラグラフに基づき、船舶のリストを初めに提出する場合、どの船舶が新規に追加されたか、また、事務局長に提出されたリストに現在掲載されている船舶の代船を意味するかを示さなければならない。当初のCCSBTの記録は、このパラグラフに従い提出されたすべてのリストから成る。

4. 各メンバー及び協力的非加盟国は、当初のCCSBT記録の設立の後には、当該記録への追加、削除、修正については、このような変更が生じた際に速やかに事務局長に通知する。

5. 事務局長は、CCSBTの記録を保持し、メンバー及び協力的非加盟国が留意した機密性の要件と合致した形で、CCSBTのウェブサイトへの掲載を含めた電子的手段を通じて、記録の広報を行うためのあらゆる措置を講じる。

6. 記録に記載された船舶の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、以下を行う。

a) 自国の漁船がCCSBT条約及びその保存・管理措置に基づく要件と責任を遂行できる場合にのみ、自国の漁船にみなみまぐろを漁獲する許可を与える。

b) 自国の漁船が関連するすべてのCCSBTの保存・管理措置を遵守することを確保するために必要な措置を講ずる。

c) CCSBTの記録に掲載されている自国の漁船が、有効な船舶登録証書及び漁獲ないし転

載のための有効な許可証を船上に保持することを確保するために必要な措置を講ずる。

- d) 当該船舶がIUU漁業活動の経歴を有する場合、船主は当該船舶が二度とそのような活動に従事しないことを示す十分な証拠を提供したことを確認する。
- e) CCSBTの記録に掲載されている漁船の所有者及び操業者が、CCSBTの記録に掲載されていない漁船によるみなみまぐろの漁業活動に従事または関与していないことを、国内法で可能な範囲で確保する。
- f) 規制または懲罰的措置が効果的にとられるように、CCSBTの記録に掲載されている漁船の所有者が、旗国であるメンバー及び協力的非加盟国内の市民もしくは法人であることを確保するために、国内法で可能な範囲で必要な措置を講ずる。

7. メンバー及び協力的非加盟国は、懲罰的及び制裁的行動を含めパラグラフ5に従ってとられた自国内の行動及び措置を検討し、情報開示に関する国内法と合致した形で、2005年の拡大委員会の年次会合に、またその後毎年、検討の結果を報告する。拡大委員会はそのような検討の結果を考慮し、適切な場合には、CCSBTの記録に掲載されている漁船の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国に、当該船舶によるCCSBTの保存・管理措置の遵守を向上させるさらなる行動を行うよう要請する。

8. a) メンバー及び協力的非加盟国は、適用可能な国内法に基づき、CCSBTの記録に掲載されていない漁船によるみなみまぐろの漁獲、船上保持、転載及び水揚げを禁止するための措置を講じる。

b) みなみまぐろ統計証明に関するCCSBTの保存管理措置の効果を以下により確保する。

- i) 旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、CCSBTの記録に掲載されている漁船についてのみ統計証明書を発給する。
- ii) メンバー及び協力的非加盟国は、漁船によって漁獲されたみなみまぐろが、あるメンバーの領土に輸入されたとき、CCSBTの記録に掲載された船舶について証明された統計証明書を伴うことを義務付ける。
- iii) みなみまぐろを輸入するメンバー及び協力的非加盟国並びに船舶の旗国は、統計証明書の偽造や誤記載が発生しないよう協力する。

9. 各メンバー及び協力的非加盟国は、CCSBTの記録に掲載されていない漁船がみなみまぐろの漁獲ないし転載に従事していると疑うに足る合理的な根拠がある場合は、事実関係を事務局長に通知する。

10. a) パラグラフ 8 で言及された船舶がメンバー及び協力的非加盟国の旗を掲げている場合、事務局長は、当該メンバー及び協力的非加盟国に対し当該船舶がみなみまぐろを漁獲することを防ぐために必要な措置を講ずるよう要請する。

b) パラグラフ 8 で言及された船舶の旗が判定できない、又は非協力的非加盟国である場合、事務局長は、拡大委員会による将来の検討のために、そのような情報を取りまとめる。
11. 拡大委員会及び関係するメンバー及び協力的非加盟国は、相互に連絡し、FAO及びその他関連する地域漁業管理機関と共に、他の海域における他のまぐろ資源に対する悪影響を避けるために、適宜同様の性格の記録の設定を含め、実行可能な場合には、適切な措置を策定し実施する上で最善の努力を尽くす。そのような悪影響とは、IUU漁船のみなみまぐろ漁獲から他の漁業へのシフトから生ずる過剰漁獲の圧力も含まれる。
12. 拡大委員会がパラグラフ 8 に記された措置の実施を決定する前に、拡大委員会とメンバーは、この決議について通知し協議を行うためすべての関連国と連絡を取り、この決議に適応するための十分な時間を与える。また、拡大委員会とメンバーは、非締約国がメンバーもしくは協力的非加盟国となるよう引き続き奨励する。

2005年CCSBT作業計画表

この作業計画表には、TIS及び標識再捕データの集計又は標識放流計画の促進など現在事務局で通常行っている業務は含まれていない。

資源評価	データベース活動	標識放流計画	インドネシア漁獲モニタリング	管理手続き	許可船リスト	協力的非加盟国
2004年						
11月	現在行っているデータベースの開発、更新後の新しいデータのローディング(メンバー、その他の提供者、TIS、標識放流計画からのデータ)必要なデータの抽出/報告の作成	4年目の標識放流計画の開始	日・インドネシア二国間協議		協力的非加盟国からのリストを含む許可船リストの保持	南アフリカ及びインドネシアに対しCCSBT11の結果を通知する
12月			閉会期間中協議	特別技術会合		協力的非加盟国になるよう奨励する対話を維持する
2005年						
1月		標識放流の完了				
2月		途中経過報告書の作成	漁獲モニタリング支援について合意	MP4ワークショップ及び特別諮問会合		
3月						
4月	SAGデータの交換					
5月	メンバー科学者による分析					
6月						
7月		SCにおける計画のレビュー			24メーター未満の漁船追加	
8月	SAG/SCによる資源評価			SCでの検討		
9月		CCSBTでの検討		CCSBTによる検討		
10月	CCSBTでの検討		CCSBTへ報告			